



令和7～11年度(2025～2029年度)

尾張旭市こども計画



幸せつむぐ
すべてのこども・若者の笑顔があふれ、
子育てしやすいまち 尾張旭

令和7(2025)年3月
尾張旭市

はじめに



尾張旭市の未来を担うすべてのこども・若者たちが健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざして、このたび「尾張旭市こども計画」を策定しました。

策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント、ヒアリングにて貴重なご意見、ご提案をいただいた多くの市民をはじめ、尾張旭市子ども・子育て会議委員及び各関係機関の皆さま方には、心から厚くお礼申し上げます。

本市では、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の行政サービスを適切に提供するため、2期にわたって子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してまいりました。令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、国において、「こどもまんなか社会」の実現をめざすための「こども大綱」が策定されたことから、本市においても、これを勘案した「尾張旭市こども計画」を新たに策定することとし、こども・若者の皆さまからも広く意見を募集しました。

近年、全国的な少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、他方では、児童虐待や不登校、経済的困窮など、こどもと子育てを取り巻く社会状況が複雑化している中、安心してこどもを産み育てることができる環境を整備し、こどもの成長を、家庭、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で支えていくことが大変重要であると考えています。

尾張旭市第六次総合計画において、めざすまちの未来像を「幸せつむぐ 笑顔あふれる尾張旭」と謳いました。その実現のため、本計画において基本理念に定めた「幸せつむぐ すべてのこども・若者の笑顔があふれ、子育てしやすいまち 尾張旭」を、本市に関わるすべての皆さまとともに創り上げてまいります。

また今後も、こども・若者の社会参画や意見表明の機会を確保することに努めることで、市民と行政が一体となった、より良いまちづくりに取り組んでまいります所存です。

皆さまにおかれましては、本計画の推進に対し、一層のご理解、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

令和7（2025）年3月

尾張旭市長 柴 田 浩

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	4
第2章 市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 人口	5
2 世帯	7
3 こども（小中学生）	10
4 若者	14
5 子育て	18
6 こども・若者の意見聴取	27
7 幼稚園関係者ヒアリング	31
8 子ども・子育て支援の主な取組	32
第3章 基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本目標	35
第4章 施策の展開	36
1 基本目標1 こどもまんなかのまちづくり	36
2 基本目標2 親と子の健康の確保及び増進	38
3 基本目標3 就学前の子ども・子育て支援	41
4 基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長支援	44
5 基本目標5 配慮を要するこども・家庭への支援	48
6 基本目標6 子育てを支えるまちづくり	51
第5章 子ども・子育て支援事業計画	54
1 趣旨	54
2 教育・保育提供区域の設定	54
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容	55
4 事業ごとの「量の見込み」の算出と確保方策の設定	56
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	69
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	69
第6章 計画の推進	70
1 計画の周知・理解	70
2 分野横断的な施策推進のための各種会議の活用	70
3 計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法	70

資料編.....	71
1 用語集	71
2 尾張旭市子ども・子育て会議条例	73
3 尾張旭市子ども・子育て会議委員名簿（令和5年度～令和6年度）	74
4 尾張旭市子ども・子育て会議への諮問.....	75
5 尾張旭市子ども・子育て会議からの答申.....	76
6 計画策定の経過	77

第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

尾張旭市では、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、「尾張旭市次世代育成支援行動計画」の後継計画として、平成 27（2015）年度に「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 2（2020）年度に改定を行い「第 2 期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。

令和 7（2025）年 3 月末をもって第 2 期計画の計画期間が終了となること、また、令和 4（2022）年 6 月に成立したこども基本法に基づき、子ども・子育て支援に関する計画を一体的に策定するため、このたび、「尾張旭市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

また、令和 6（2024）年 3 月に策定した「尾張旭市第六次総合計画（令和 6（2024）～15（2033）年度）（以下「第六次総合計画」という。）」において、めざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」の実現に向けた 8 つの基本目標の 1 つとして、「こどもがすくすく成長するまち」を掲げ、こどもを安心して育てられる環境を整備するとともに、こどもの可能性を拓ける取組を推進しています。

本計画は、法令や第六次総合計画に掲げるまちづくりの理念を踏まえ、こどもの成長を、家庭、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で支えていくための基本的な考え方と取組を示したものです。

■本市における取組

計画名	概要
児童育成計画 (平成 15～24 年度)	21 世紀を生きるこどもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、地域社会全体で子育て・子育てを計画的、総合的に支援していくための計画として策定しました。
次世代育成支援対策地域行動計画・前期計画 (平成 17～21 年度)	児童育成計画をさらに発展させ、こどもと子育て家庭を社会全体で支え、こどもを産み育てることに喜びを実感でき、こども自身が健やかに成長できる環境を整えていくための計画として策定しました。
次世代育成支援対策地域行動計画・後期計画 (平成 22～26 年度)	これまでの取組をさらに広げながら、地域など社会全体でこどもを安心して育てられる、また、こども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりを目指していくための計画として策定しました。
子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～令和元年度)	次世代育成支援対策地域行動計画の理念を引き継ぎつつ、「子ども・子育て支援新制度」に対応した、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進を図る計画として策定しました。
第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (令和 2～6 年度)	「子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題を踏まえ、子ども・子育て支援事業を効果的に推進していくための計画として策定しました。

■ 国における取組

1. こども大綱の策定

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を令和 5（2023）年 12 月に閣議決定しました。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進しています。

2. こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

3. こども施策に関する基本的な方針

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、以下の 6 本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

2 計画の位置づけ

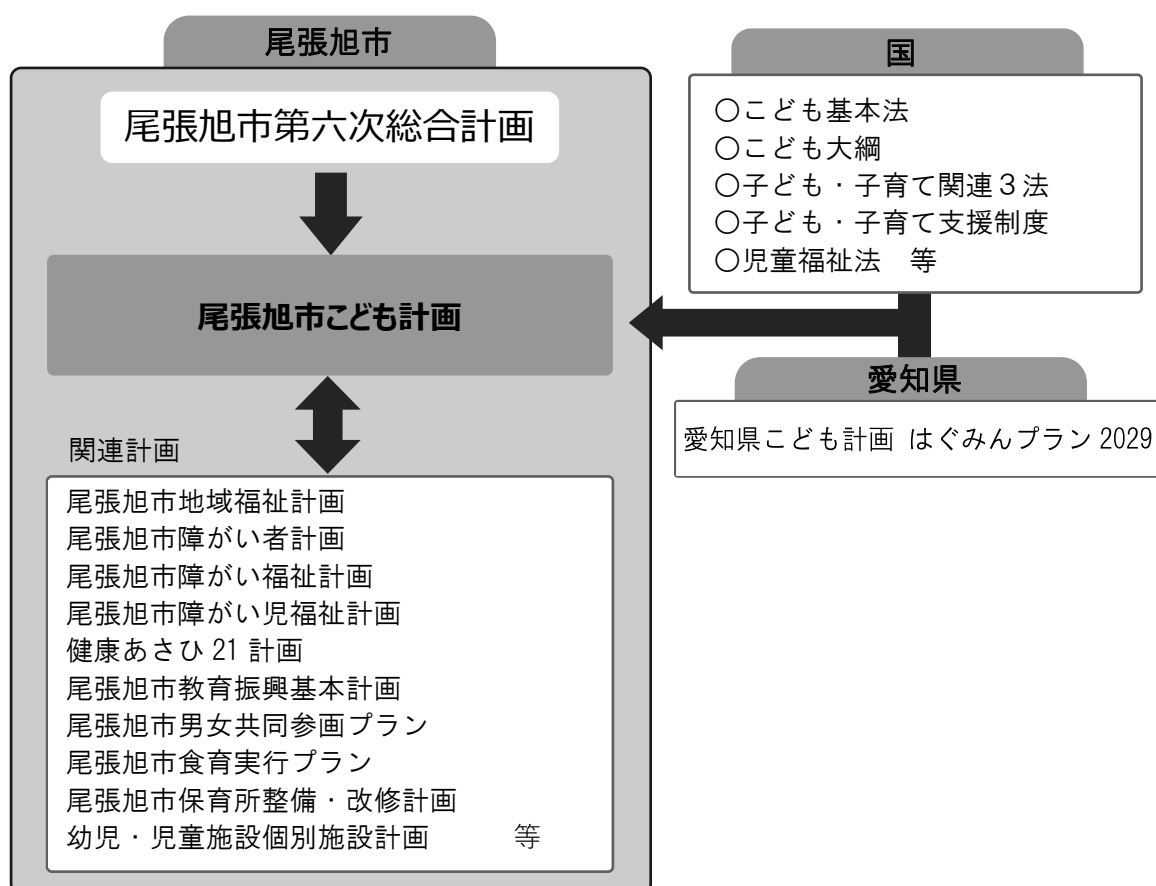
本計画は、こども基本法第 10 条に規定する「市町村こども計画」として位置づけます。

また、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を含めます。

本計画は、「第六次総合計画」の部門別計画であり、本市の子ども・子育てに関する基本計画の役割を有するとともに、尾張旭市教育振興基本計画、尾張旭市障がい児福祉計画など関連する計画と整合を図りながら策定しています。

○本計画で一体的に策定する計画

法令上の計画名	法令
市町村こども計画	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律



3 計画の期間

本計画は、令和 7（2025）年度を初年度とし、令和 11（2029）年度までの 5 年間で一期として策定します。

また、5 年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の状況に乖離がある場合など、必要に応じて一部見直しを行います。

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
第 2 期計画					こども計画（本計画）				

4 計画の対象

本計画の「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」を想定しています。本計画の対象は、尾張旭市に居住するこどもをはじめ、その家族・家庭、地域、企業（事業所）、行政等、こどもと関わるすべての個人及び団体を対象とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に基づき、学識経験者、こどもの保護者、子育て支援に関係する者、事業者代表、公募市民などで構成した「尾張旭市子ども・子育て会議」で審議を行いました。

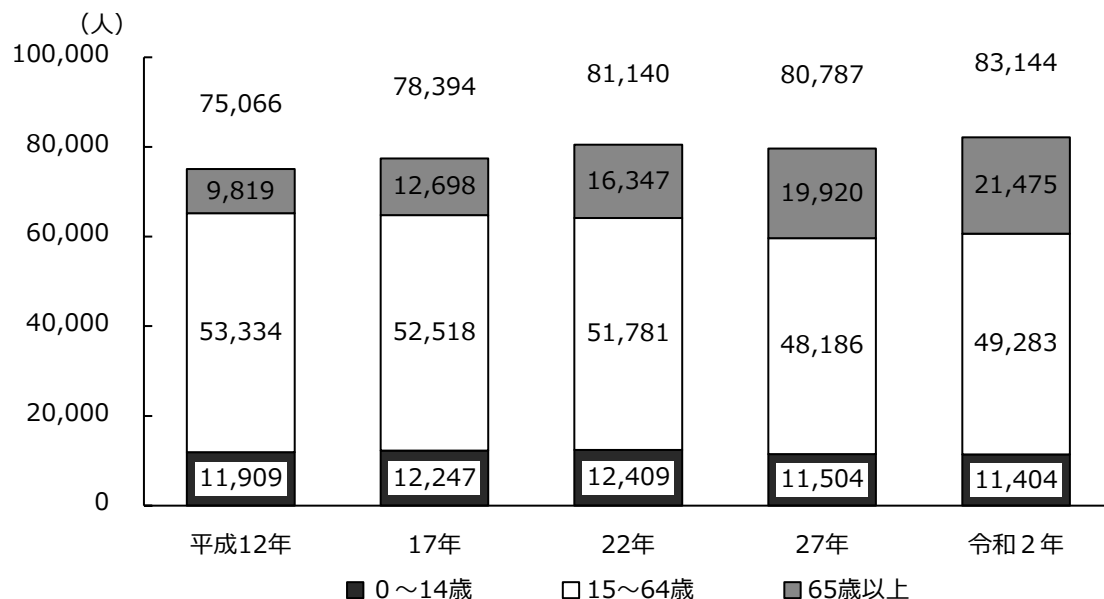
また、こども、保護者を対象とした「尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査」のほか、市ホームページを通じたこどもの意見収集、こどもへのグループインタビュー、子育て支援関係者へのヒアリング、素案に対するパブリックコメントなどにより、広く市民の意見を聴きながら、計画策定を進めました。

第2章 市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口

0～14歳の年少人口は平成22（2010）年をピークにやや減少となっています。5歳区分人口でみても、15～19歳より下の世代は人口が減少してきています。

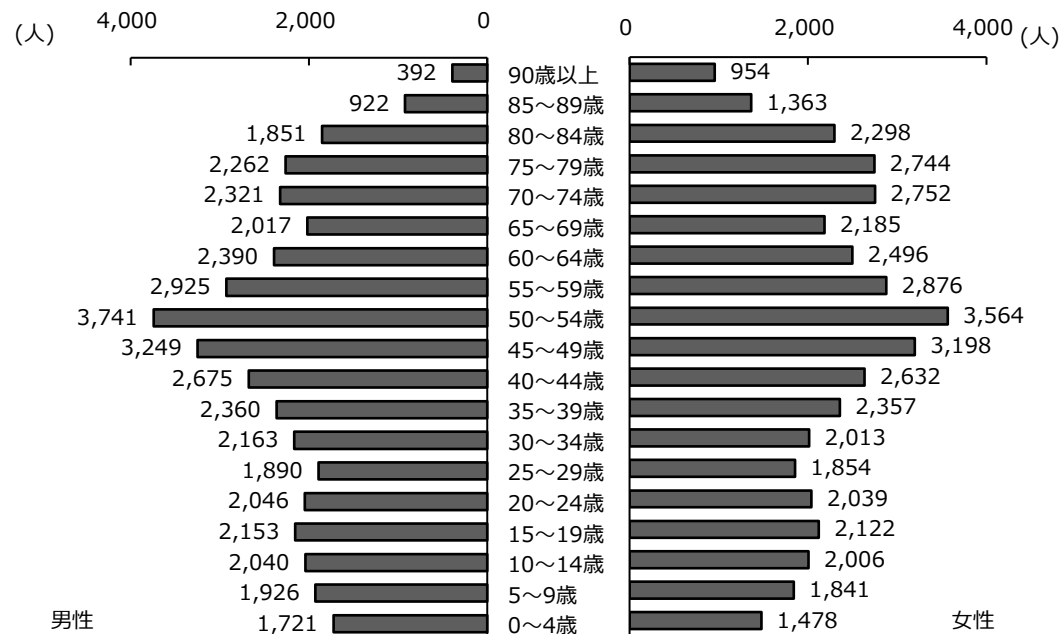
■ 年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

注：総数には年齢不詳を含む。

■ 5歳区分別男女別人口

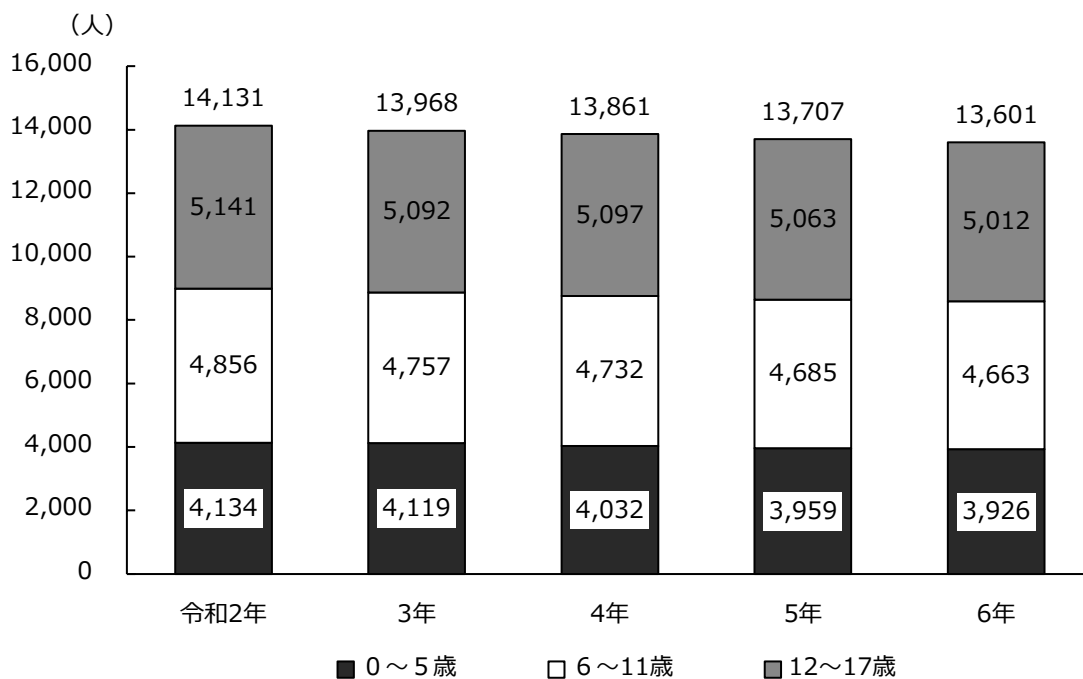


資料：尾張旭市「住民基本台帳」（令和6（2024）年3月末現在）

児童人口については、各年代ともに緩やかに減少しています。

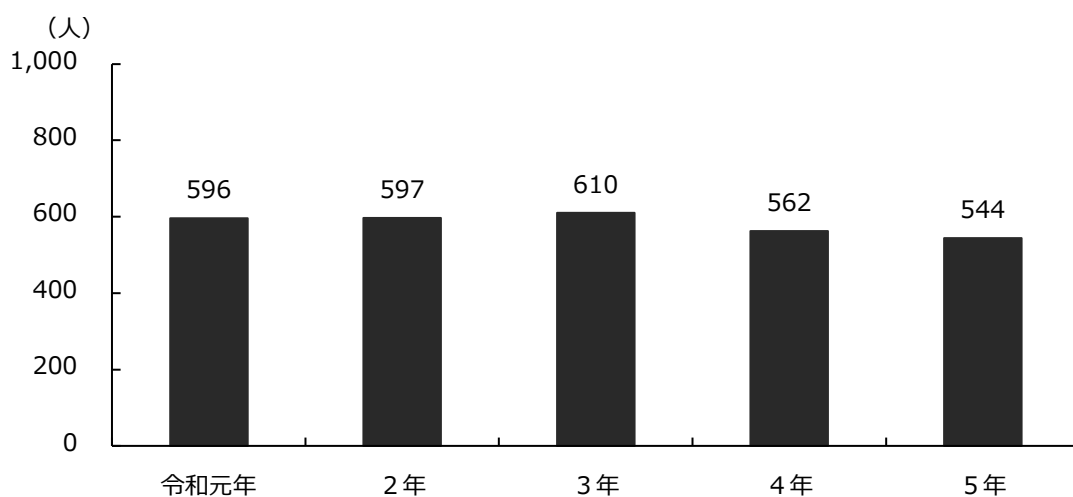
出生数について、令和5（2023）年は544人と、この5年間で最も少なくなっています。

■ 児童人口の推移



資料：尾張旭市「住民基本台帳」（各年3月末）

■ 出生数の推移

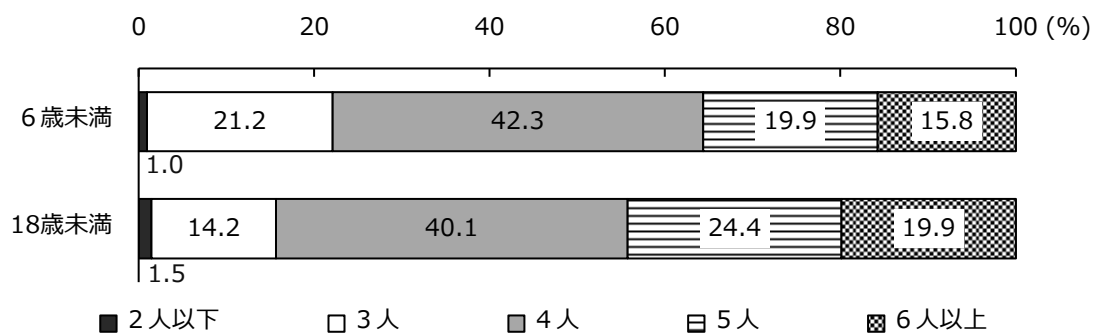


資料：尾張旭市

2 世帯

世帯人員について、18 歳未満のこどもがいる世帯は「4 人」が最も多く、次いで「5 人」となっています。

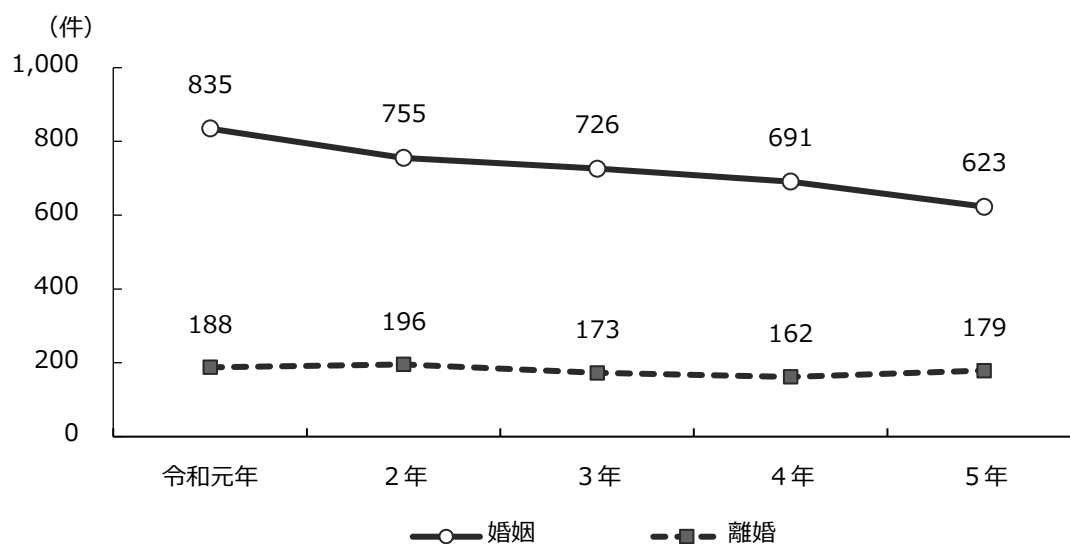
■こどものいる家庭の世帯人員



資料：総務省「国勢調査」（令和 2（2020）年）

婚姻件数は減少してきており、令和 5（2023）年は 623 件です。離婚件数はほぼ横ばいで推移しており、令和 5（2023）年は 179 件です。

■婚姻・離婚件数の推移

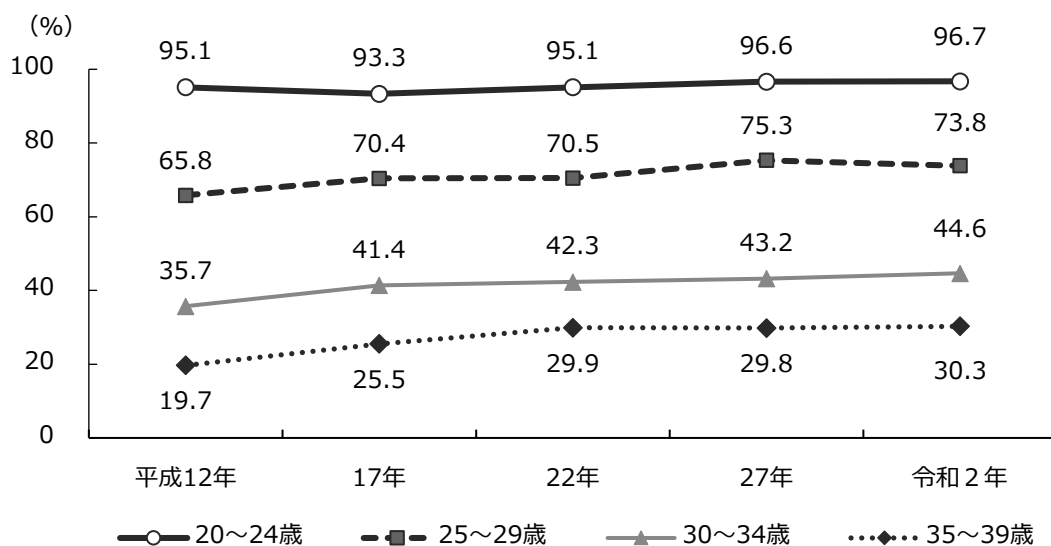


資料：尾張旭市

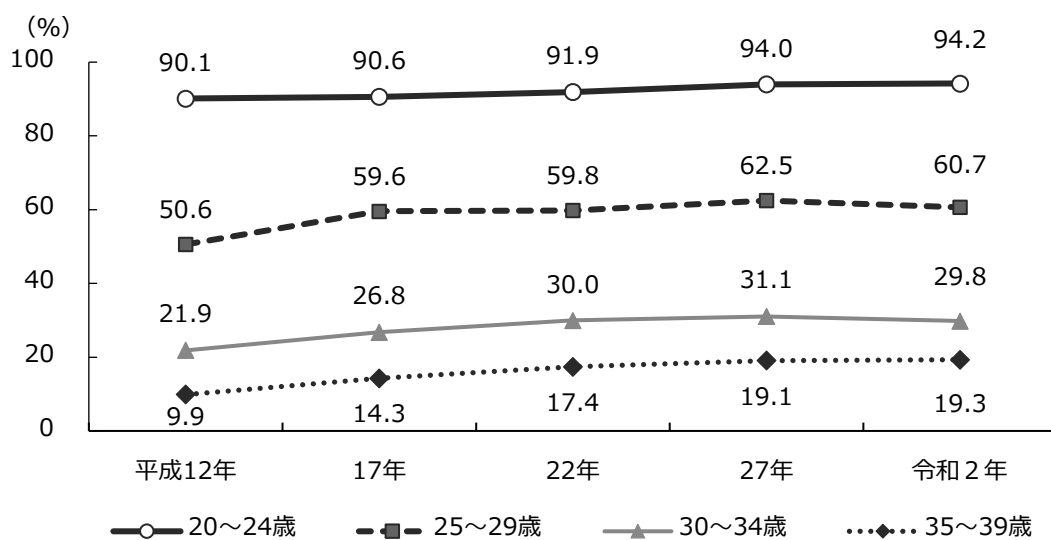
未婚率は緩やかに上昇している傾向がみられ、令和2（2020）年の35～39歳は男性で30.3%、女性で19.3%となっています。

■未婚率の推移

（男性）



（女性）

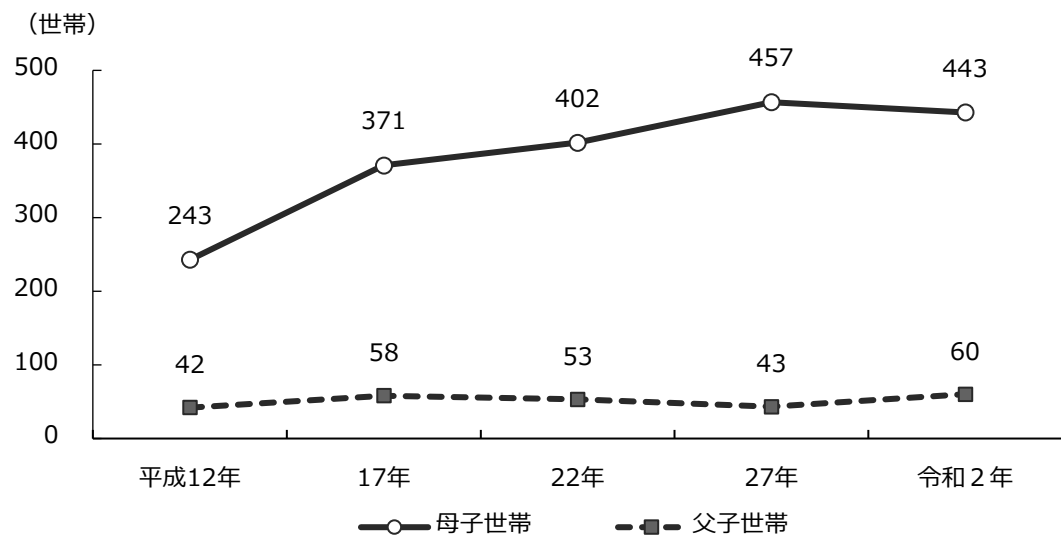


資料：総務省「国勢調査」

注：未婚には、離死別も含む。

母子世帯は令和2（2020）年で443世帯、父子世帯は60世帯となっています。

■ひとり親世帯



資料：総務省「国勢調査」

3 こども（小中学生）

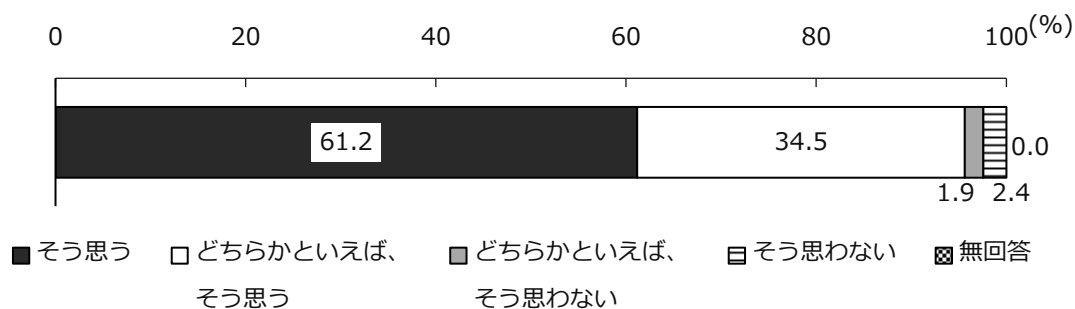
■アンケートの概要

- 調査地域：尾張旭市全域
- 調査対象：尾張旭市内の公立小学校に通学する小学校5年生・6年生、
公立中学校に通学する中学校2年生
- 調査期間：令和5（2023）年12月22日～令和6（2024）年1月15日
- 調査方法：保護者連絡システムによる依頼、WEB回答

調査対象者数	有効回収数	有効回収率
2,341	206	8.8%

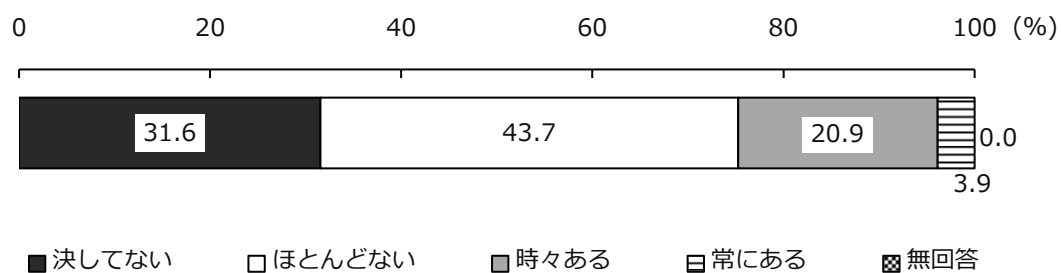
■今、自分が幸せだと思うか

「そう思う」の割合が最も高く61.2%となっています。「そう思わない」が2.4%、「どちらかといえば、そう思わない」が1.9%となっています。



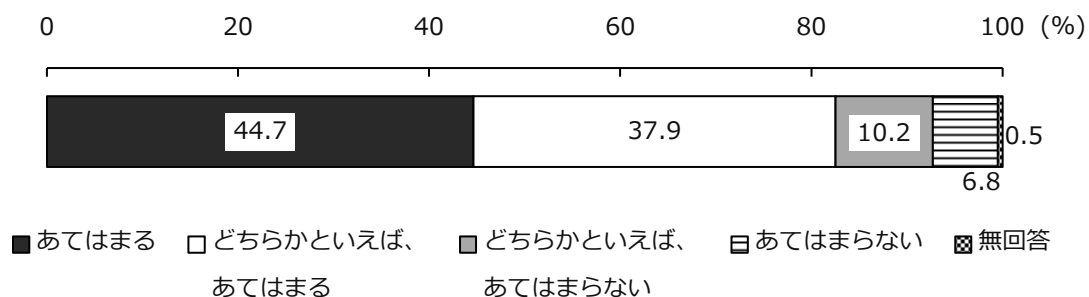
■他の人たちから孤立していると感じることがあるか

「時々ある」が20.9%、「常にある」が3.9%となっています。



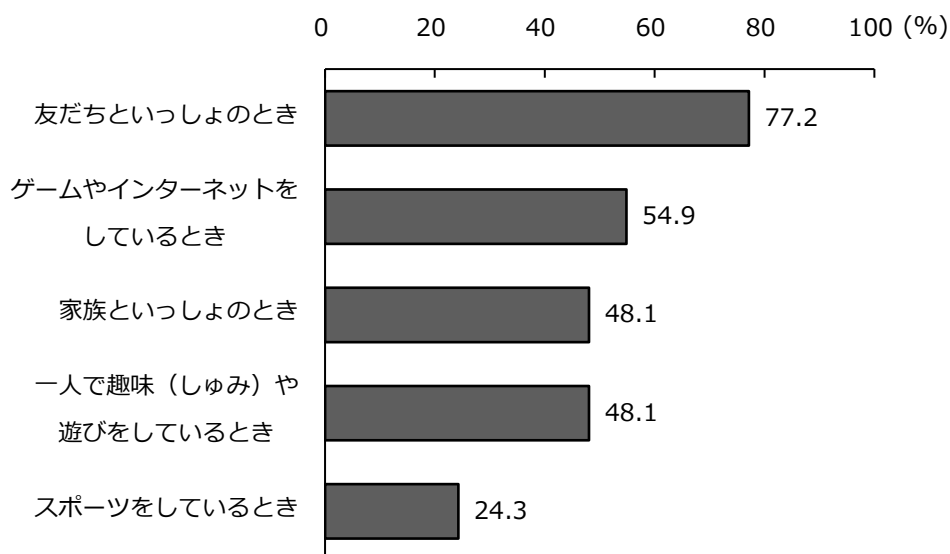
■「自分には自分らしさがある」と思うか

「どちらかといえば、あてはまらない」が 10.2%、「あてはまらない」が 6.8%となっています。



■楽しかったり、充実感があること

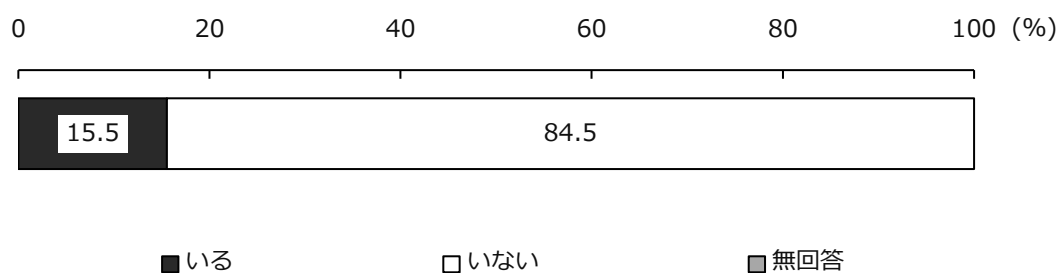
「友だちといっしょのとき」の割合が最も高く 77.2%となっています。次いで、「ゲームやインターネットをしているとき (54.9%)」、「家族といっしょのとき (48.1%)」、「一人で趣味 (しゅみ) や遊びをしているとき (48.1%)」となっています。



注：上位5項目

■ 家族の中でお世話をしている人の有無

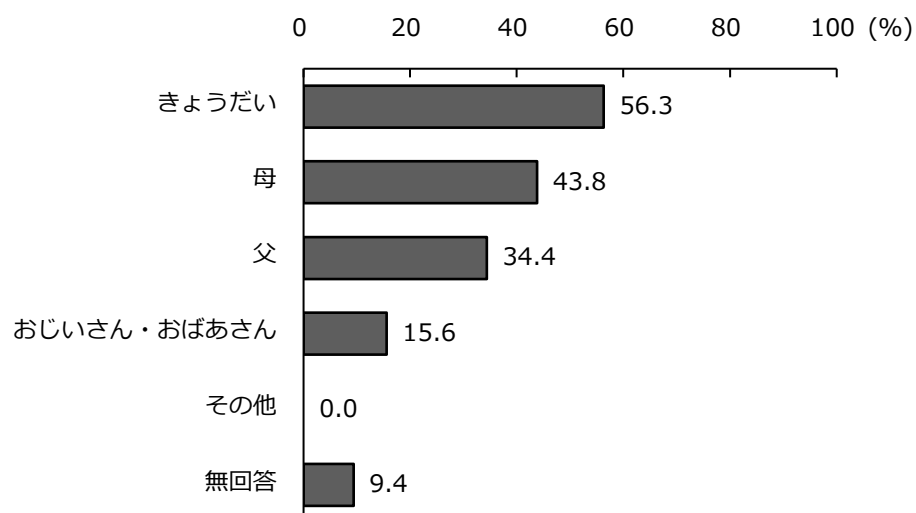
「いる」が 15.5%となっています。



■ お世話をしている人

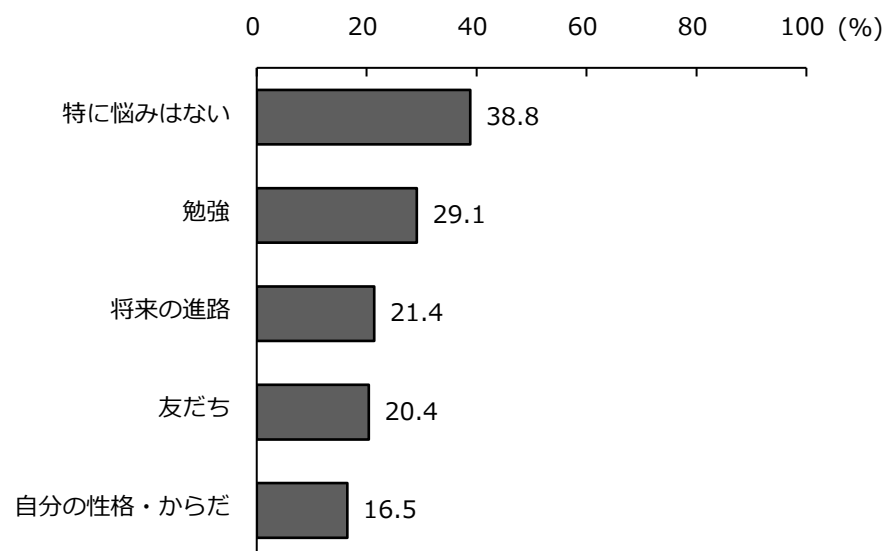
対象：家族の中でお世話をしている人が「いる」の回答者

「きょうだい」の割合が最も高く 56.3%となっています。次いで、「母（43.8%）」、「父（34.4%）」となっています。



■現在の悩み

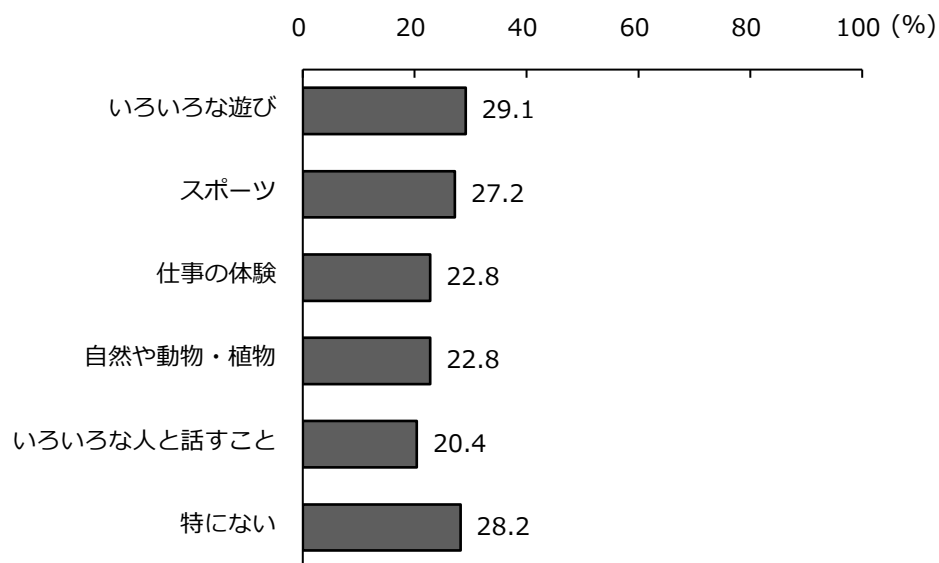
「勉強（29.1%）」、「将来の進路（21.4%）」、「友だち（20.4%）」、「自分の性格・からだ（16.5%）」などが回答されています。



注：上位5項目

■もっと知りたい、経験したいこと

「いろいろな遊び（29.1%）」、「スポーツ（27.2%）」、「仕事の体験（22.8%）」、「自然や動物・植物(22.8%)」、「いろいろな人と話すこと（20.4%）」などが回答されています。なお、「特にない」が28.2%となっています。



注：上位6項目

4 若者

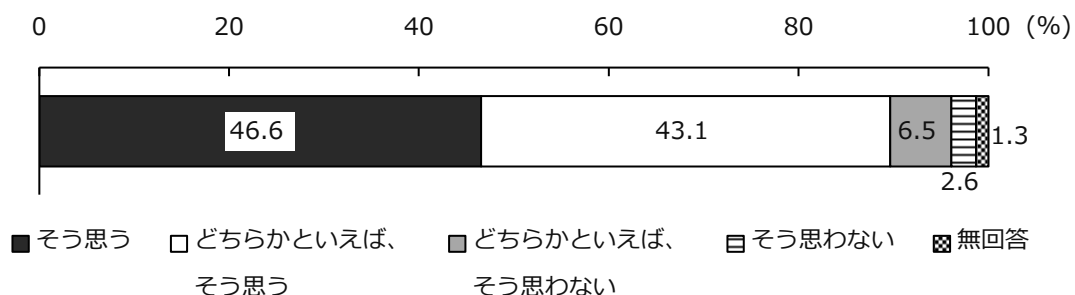
■アンケートの概要

- 調査地域：尾張旭市全域
- 調査対象：尾張旭市内在住の18～29歳
- 抽出方法：住民基本台帳から1,000人を抽出
- 調査期間：令和5（2023）年12月4日～28日
- 調査方法：郵送による配布・回収もしくはWEB回答

調査対象者数	有効回収数	有効回収率
1,000	232	23.2%

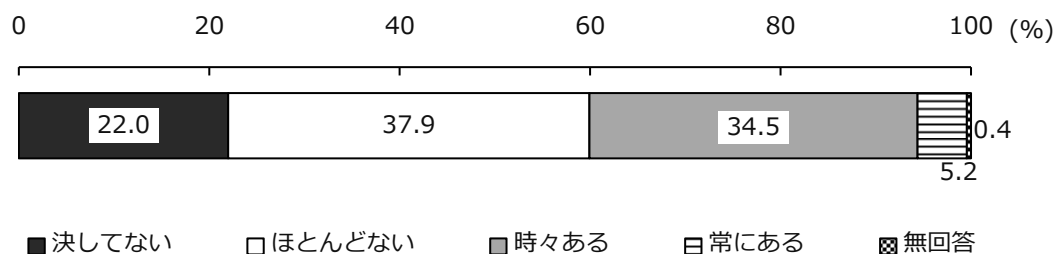
■今、自分が幸せだと思うか

「そう思う（46.6%）」、「どちらかといえば、そう思う（43.1%）」の割合が高くなっています。「どちらかといえば、そう思わない」は6.5%、「そう思わない」は2.6%となっています。



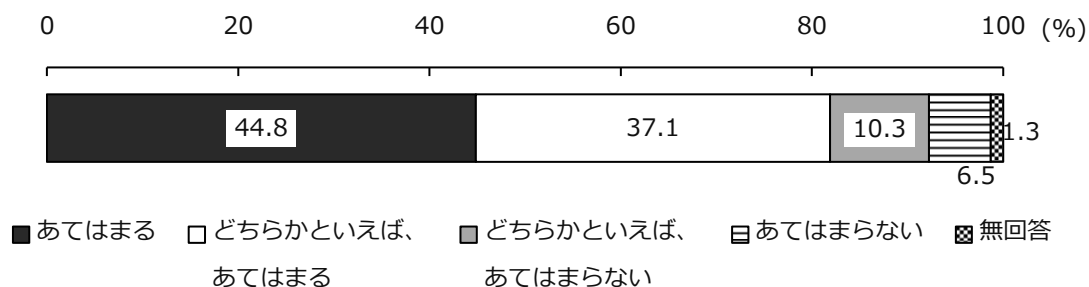
■他の人たちから孤立していると感じることがあるか

「時々ある」が34.5%、「常にある」が5.2%となっています。



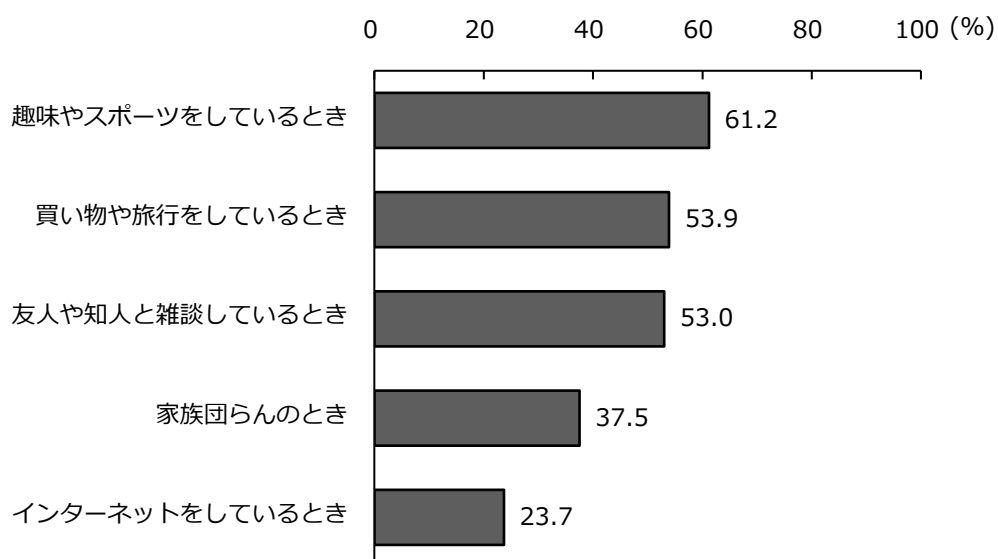
■「自分には自分らしさがある」と思うか

「あてはまる（44.8%）」、「どちらかといえば、あてはまる（37.1%）」の割合が高くなっています。なお、「あてはまらない」が6.5%となっています。



■楽しかったり、充実感があるとき

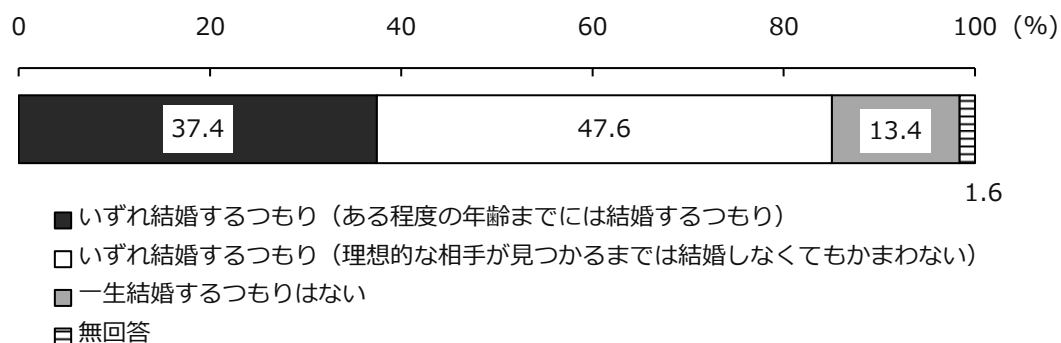
「趣味やスポーツをしているとき（61.2%）」、「買い物や旅行をしているとき（53.9%）」、「友人や知人と雑談しているとき（53.0%）」の割合が高くなっています。



注：上位5項目

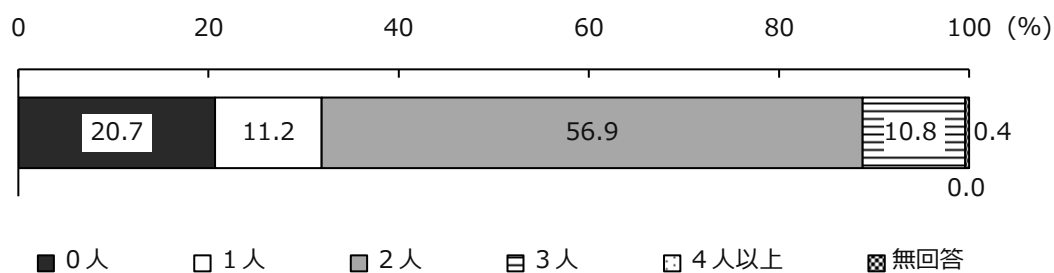
■結婚についての考え方

「いずれ結婚するつもり（理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない）」の割合が最も高く 47.6%となっています。次いで、「いずれ結婚するつもり（ある程度の年齢までには結婚するつもり）（37.4%）」、「一生結婚するつもりはない（13.4%）」となっています。



■将来の「理想の子ども的人数」

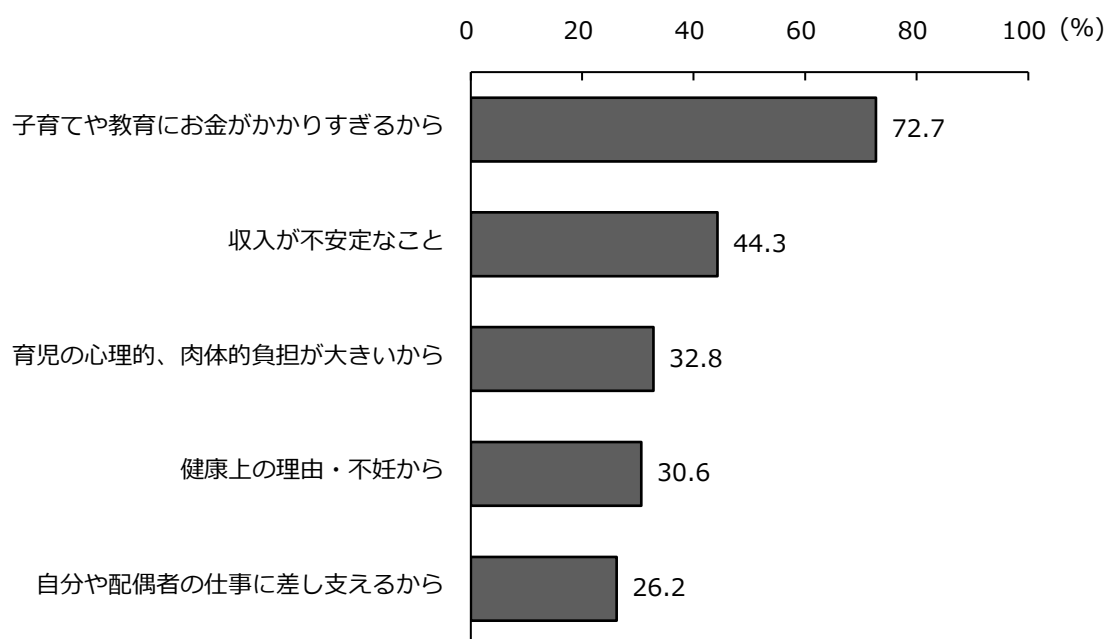
「2人」の割合が最も高く 56.9%で、次いで、「0人（20.7%）」、「1人（11.2%）」となっています。



■理想の子どもの人数を持てない場合の原因

対象：理想の子どもの人数が1人以上の人

「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高く 72.7%となっています。次いで、「収入が不安定なこと（44.3%）」、「育児の心理的、肉体的負担が大きいから（32.8%）」、「健康上の理由・不妊から（30.6%）」となっています。



注：上位5項目

5 子育て

■アンケートの概要

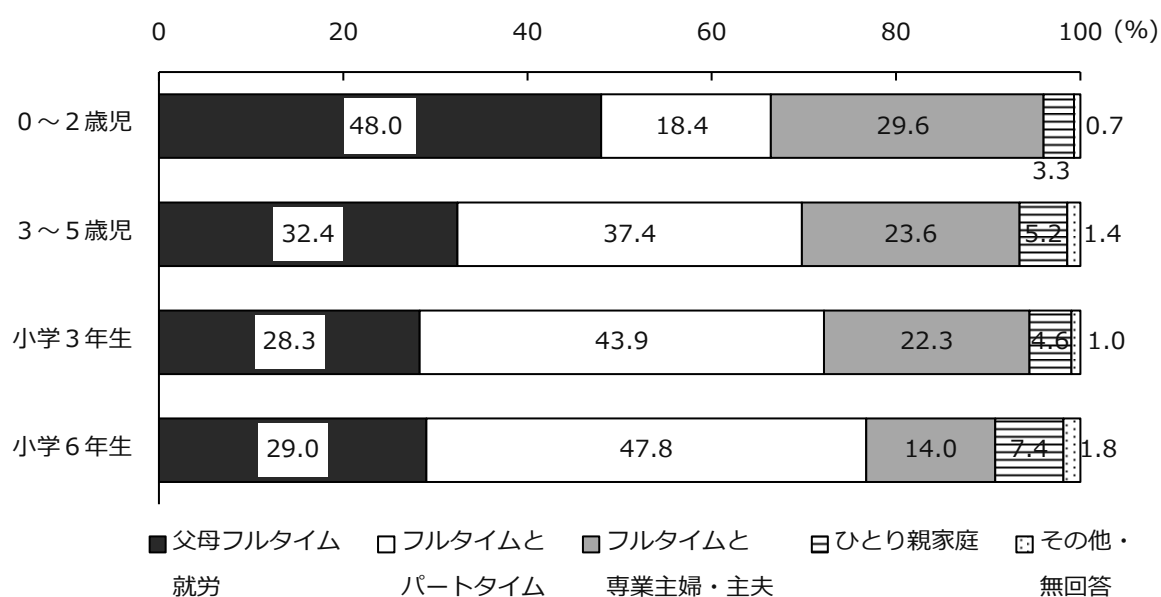
- 調査地域：尾張旭市全域
- 調査対象：①尾張旭市内在住の就学前児童の保護者
②尾張旭市内在住の小学校3年生・6年生児童の保護者
- 抽出方法：①住民基本台帳から就学前児童の保護者1,500人を抽出
- 調査期間：①令和5（2023）年12月4日～25日
②保護者連絡システム：令和5（2023）年12月22日～令和6（2024）年1月8日
郵送：令和6（2024）年1月20日～31日
- 調査方法：①郵送による配布・回収もしくはWEB回答
②郵送及び保護者連絡システムによる依頼・WEB回答

対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,500	875	58.3%
小学生児童の保護者	1,396	796	57.0%
合計	2,896	1,671	57.7%

*以下、就学前児童の保護者アンケートは「就学前」、小学生児童の保護者アンケートは「小学生」と表記します。

■親の就労状況等（こどもの年齢別）

親の就労状況等について、父母フルタイム就労は0～2歳で48.0%となっています。また、こどもの年齢があがるにつれて「フルタイムと専業主婦・主夫」の割合が減少しています。

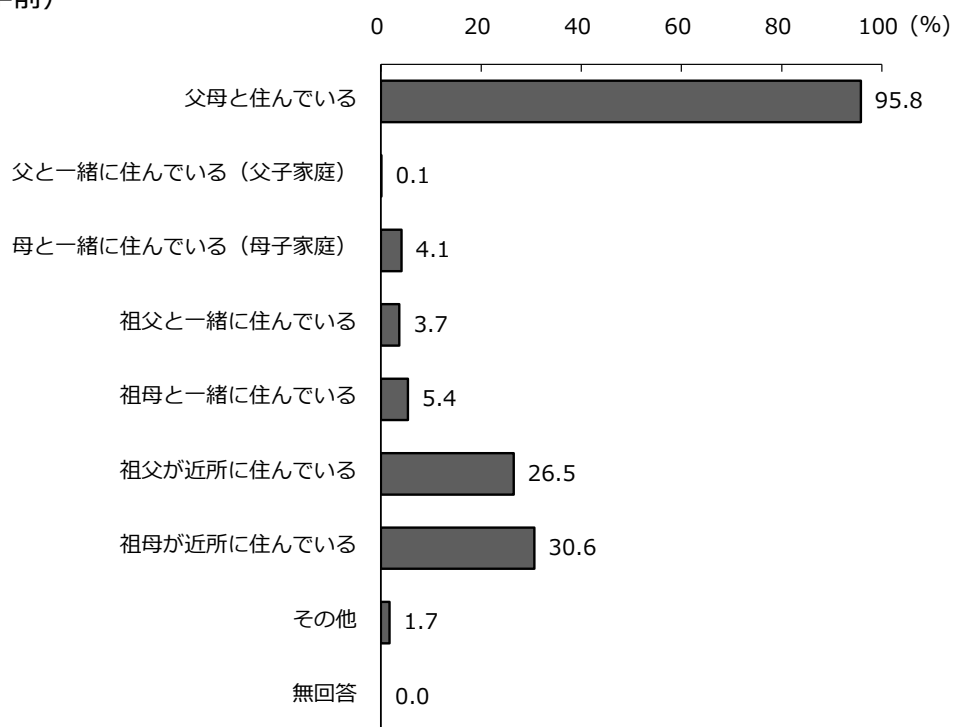


注：育児休業中の場合、休業以前の状況で回答

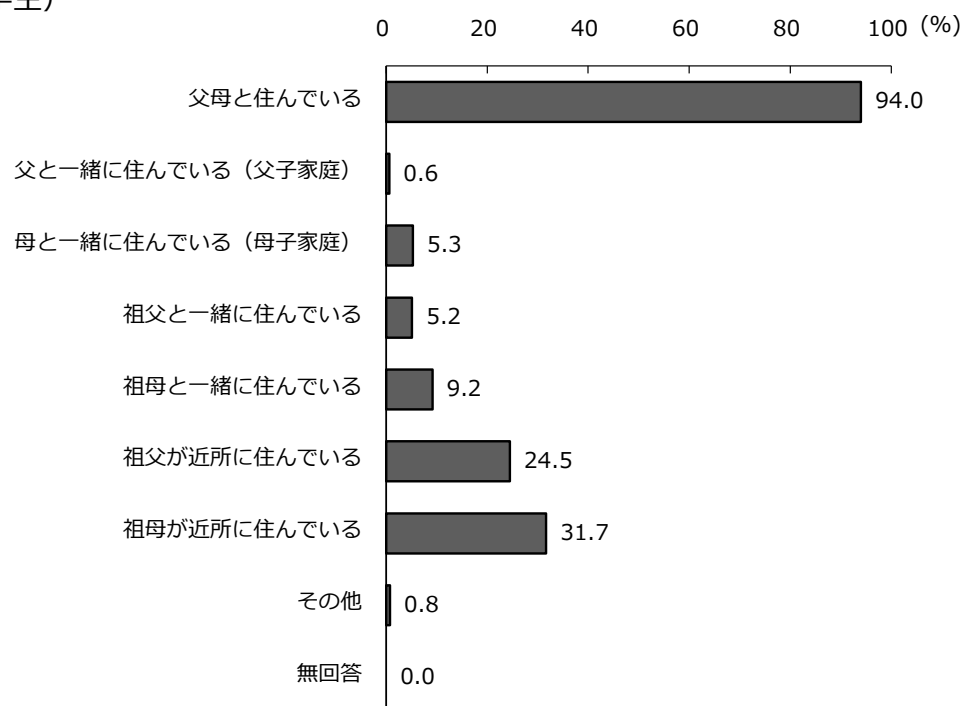
■同居・近居の状況

就学前、小学生ともに「父母と住んでいる」の割合が最も高く、次いで、「祖母が近所に住んでいる」、「祖父が近所に住んでいる」となっています。

(就学前)

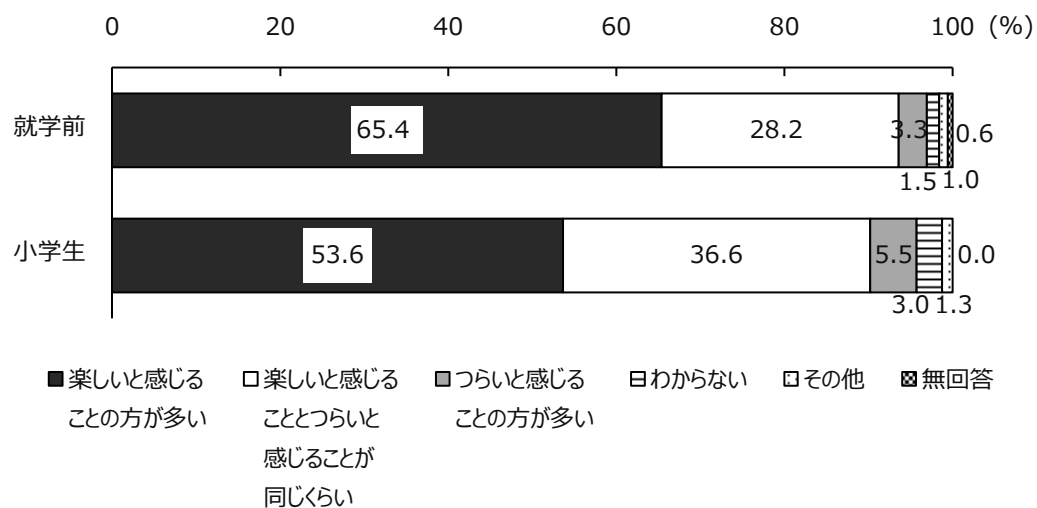


(小学生)



■自分にとっての子育てとは

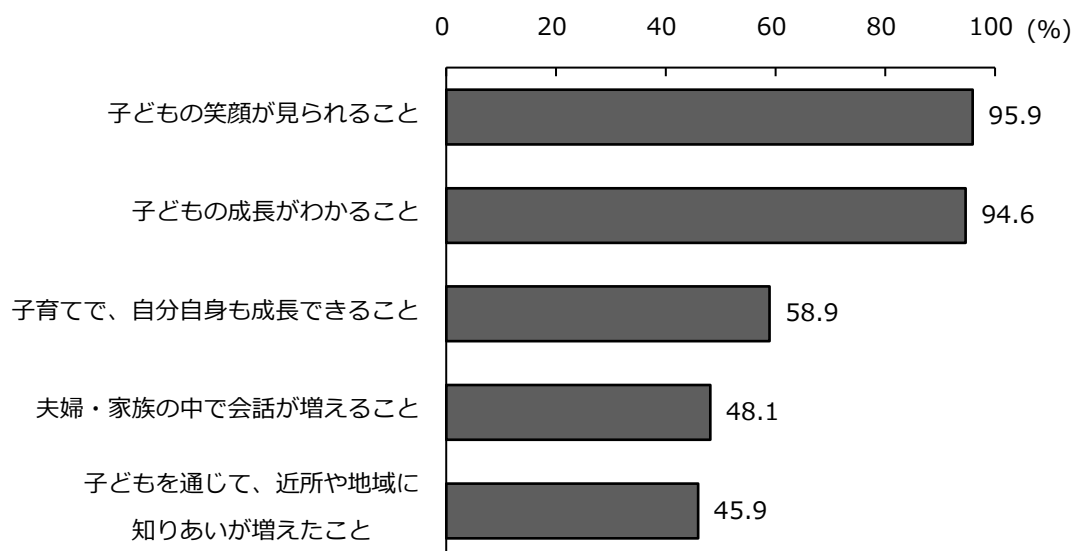
「楽しいと感じることの方が多い」の割合は就学前で 65.4%、小学生で 53.6%となっています。一方、「つらいと感じることの方が多い」の割合は就学前で 3.3%、小学生で 5.5%となっています。



■子育てをして良かったこと、楽しいこと

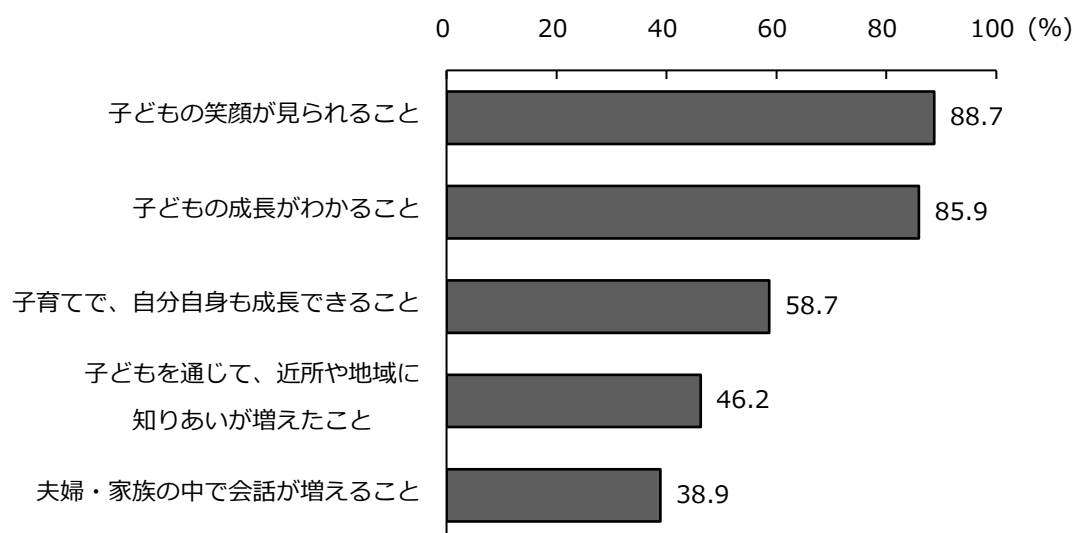
就学前、小学生ともに「子どもの笑顔が見られること」の割合が最も高く、次いで、「子どもの成長がわかること」、「子育てで、自分自身も成長できること」となっています。

(就学前)



注：上位5項目

(小学生)

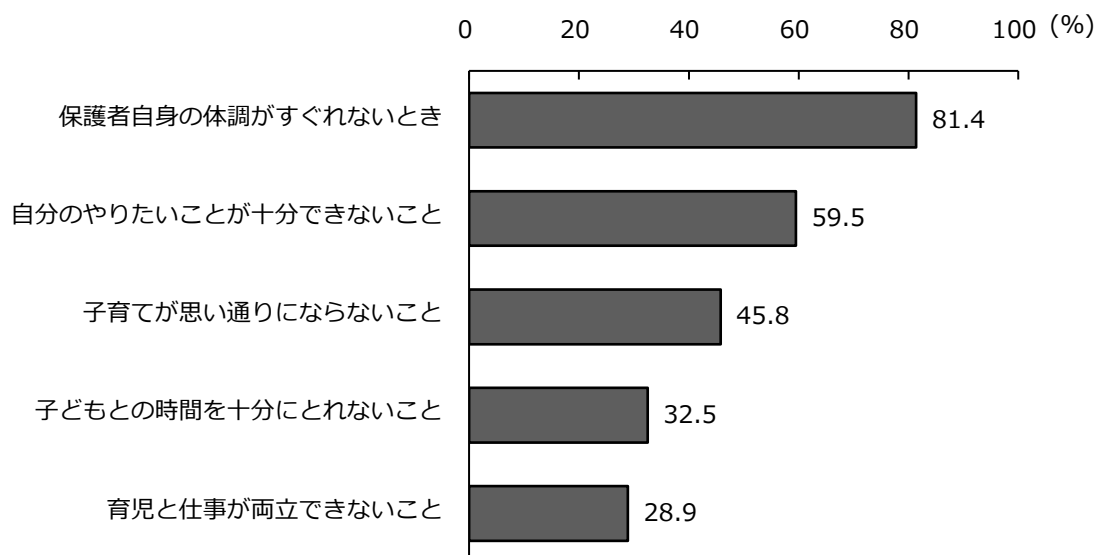


注：上位5項目

■子育てが辛いとき

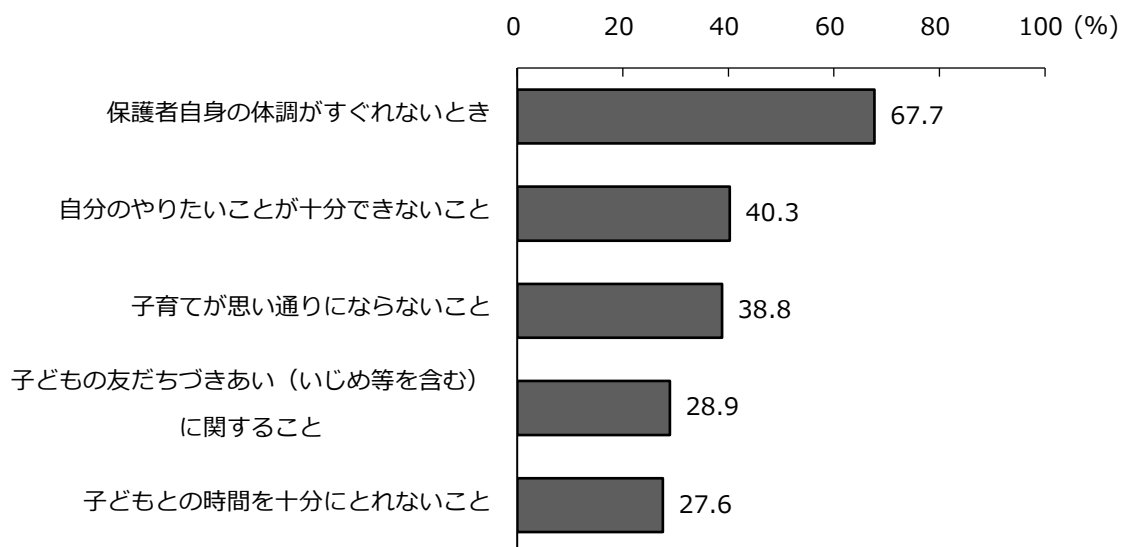
就学前、小学生ともに「保護者自身の体調がすぐれないとき」の割合が最も高く、次いで、「自分のやりたいことが十分できないこと」、「子育てが思い通りにならないこと」となっています。

(就学前)



注：上位5項目

(小学生)



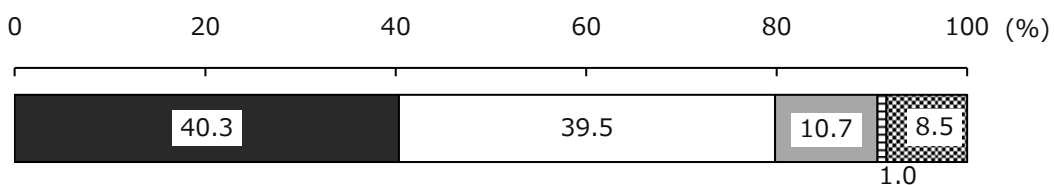
注：上位5項目

■男性保護者の育児や家事

就学前では、「積極的にしている」の割合が 40.3%、「できるだけしている」の割合が 39.5%、「あまりしていない」が 10.7%となっています。

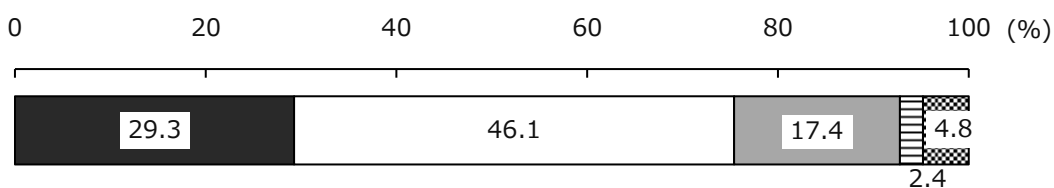
小学生では、「できるだけしている」の割合が最も高く 46.1%となっています。次いで、「積極的にしている（29.3%）」、「あまりしていない（17.4%）」となっています。

(就学前)



■ 積極的にしている □ できるだけしている ■ あまりしていない □ まったくしていない ▨ 無回答

(小学生)



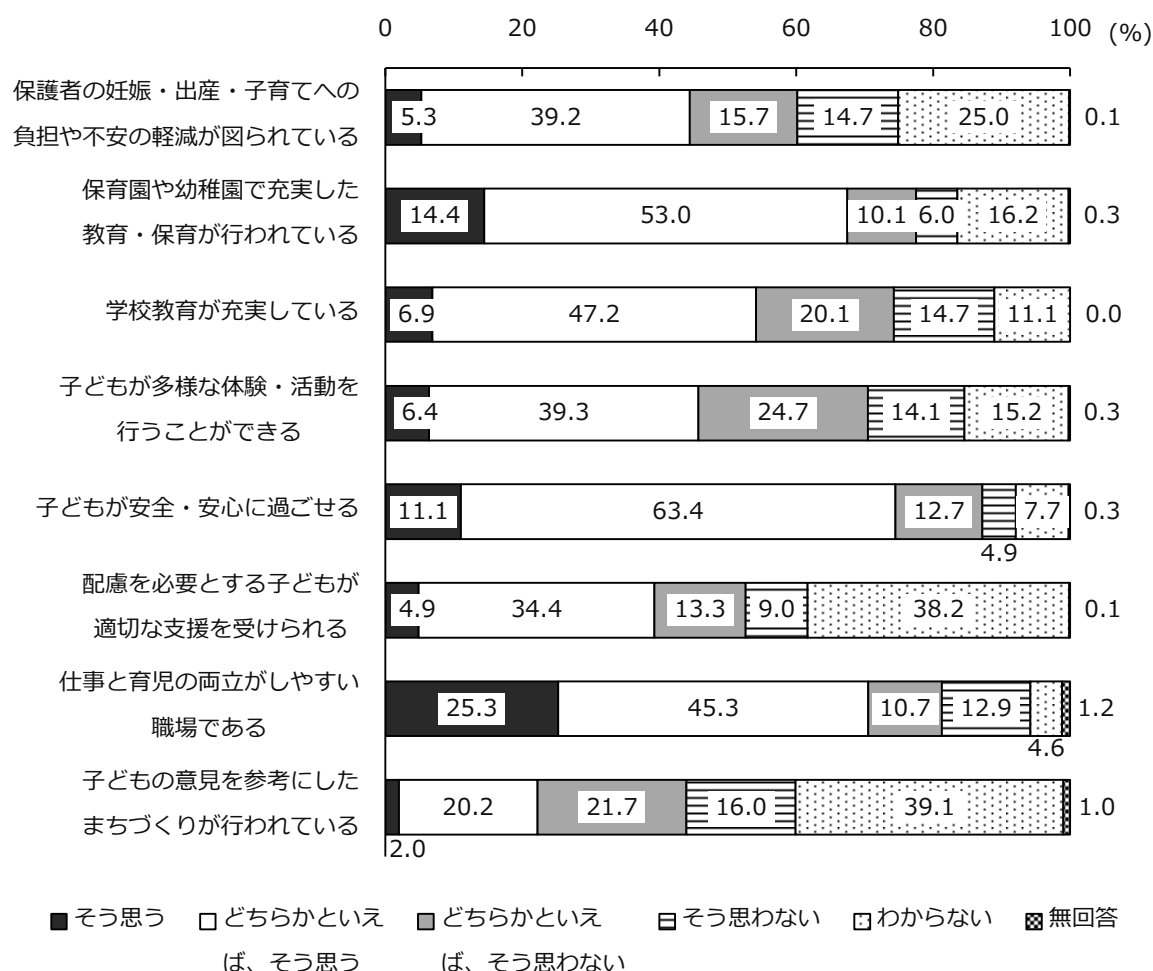
■ 積極的にしている □ できるだけしている ■ あまりしていない □ まったくしていない ▨ 無回答

■尾張旭市の教育・保育・子育て支援の環境

「そう思う」の割合をみると、『仕事と育児の両立がしやすい職場である』が 25.3%と、8 項目の中で最も高くなっています。「そう思う」に「どちらかといえば、そう思う」の割合を加えると、『子どもが安全・安心に過ごせる』、『保育園や幼稚園で充実した教育・保育が行われている』も他の項目と比べて割合が高くなっています。

「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」の割合の合計をみると、『保護者の妊娠・出産・子育てへの負担や不安の軽減が図られている』、『学校教育が充実している』、『子どもが多様な体験・活動を行うことができる』、『子どもの意見を参考にしたまちづくりが行われている』で 3 割を超えて他の項目より高くなっています。

(小学生)

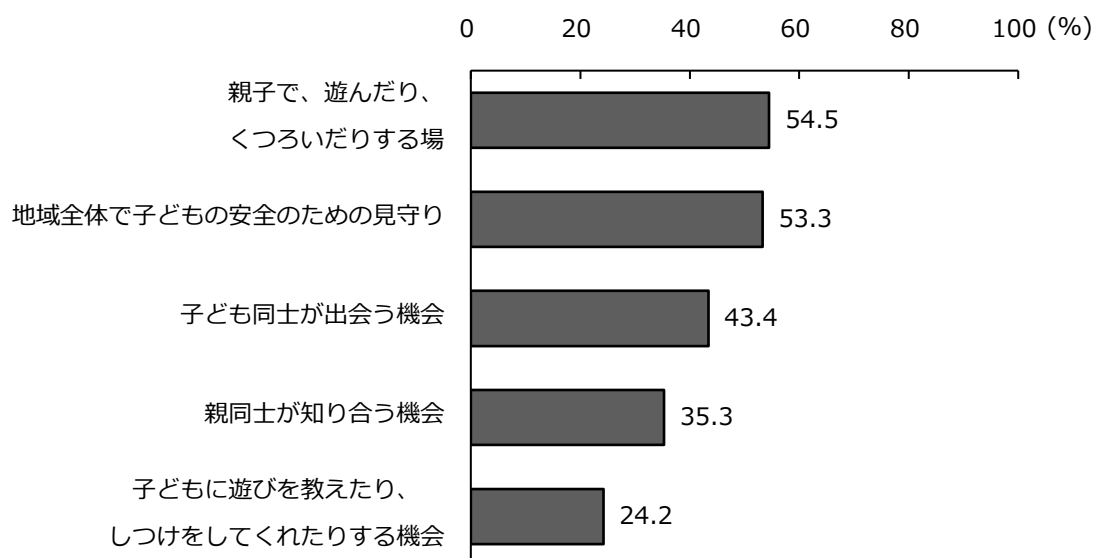


■身近な地域で充実するとよい支援

就学前では、「親子で、遊んだり、くつろいだりする場」の割合が 54.5%、「地域全体で子どもの安全のための見守り」の割合が 53.3%、「子ども同士が出会う機会」の割合が 43.4%となっています。

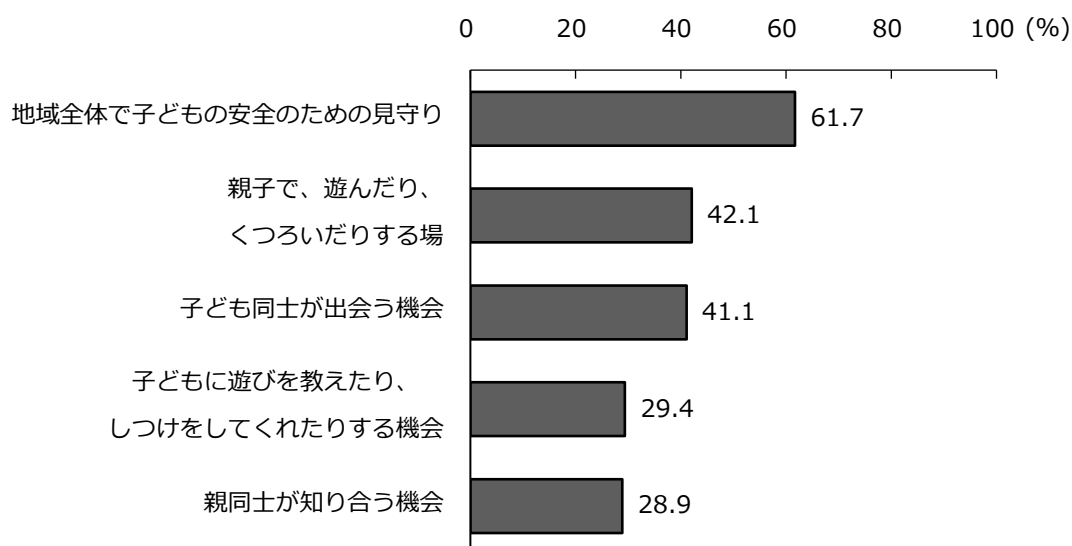
小学生も同様の傾向ですが、「地域全体で子どもの安全のための見守り」の割合が 61.7%と特に高くなっています。

(就学前)



注：上位 5 項目

(小学生)



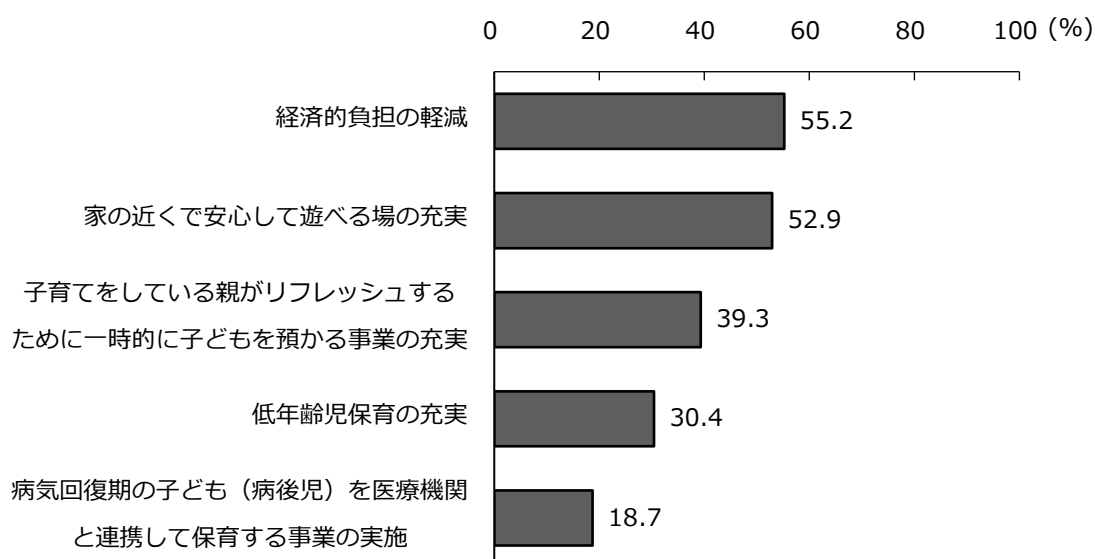
注：上位 5 項目

■市が充実させる必要がある子ども施策

就学前では、「経済的負担の軽減（55.2%）」、「家の近くで安心して遊べる場の充実（52.9%）」の割合が高くなっています。また、「子育てをしている親がリフレッシュするために一時的に子どもを預かる事業の充実（39.3%）」、「低年齢児保育の充実（30.4%）」の割合も高くなっています。

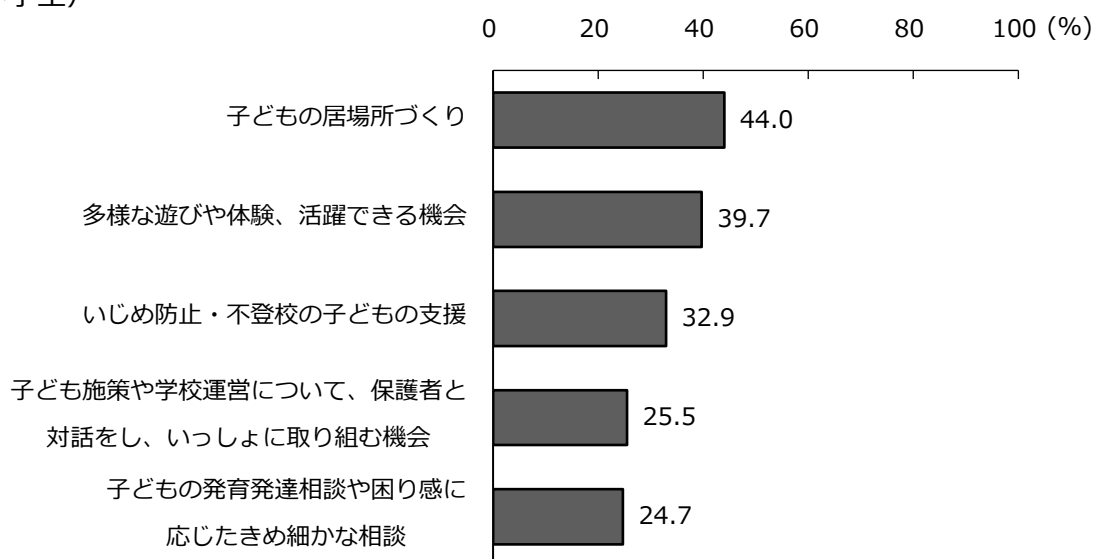
小学生では、「子どもの居場所づくり（44.0%）」、「多様な遊びや体験、活躍できる機会（39.7%）」、「いじめ防止・不登校の子どもへの支援（32.9%）」の割合が高くなっています。

（就学前）



注：上位5項目

（小学生）



注：上位5項目

6 こども・若者の意見聴取

尾張旭市こども計画の策定にあたり、こども・若者のみなさんからご意見をうかがうため、市ホームページでの意見募集や、グループインタビューを行いました。

(1) こども・若者の意見募集

対 象 者：市内在住・在学・在勤の小学校4年生～29歳のかた

期 間：令和6（2024）年8月1日～21日

募集方法：市ホームページからWEB回答

応募人数：19人（小学校4～6年生：12人、16～19歳：2人、20代：5人）

▼居場所について（②～⑤は自由記述）

質問	回答（一部抜粋）
① 家以外に「ここに居たい」「また行きたい」と感じる居場所がありますか	ある 16 ない 3
② そこはどのような場所ですか	・学校 ・児童館 ・図書館 ・友達の家 ・祖父母の家 ・実家 ・鉄道が見られるところ ・公園や川 ・飲食店 ・テーマパーク ・遊び場 ・メタバース（インターネット）
③ なぜ、その場所に「ここに居たい」「また行きたい」と感じますか	・友達がいるから ・祖父母が優しく好きだから ・楽しいから ・安心できるから ・落ち着くから ・涼しくて自由に過ごせるから
④ その場所でやってみたいことや、もっとこうだったらいいのと思うことがあれば教えてください	・教室がもう少し大きくなってほしい ・放課後校庭で遊びたい ・児童館でボール遊び ・図書館にもっと座れる椅子があって、本のリクエストが気軽にできて、広いといい ・図書館にハンモック等ゆったりリラックスできたりするスペースがあるとうれしい
⑤ どのような場所であれば行ってみたいと思いますか	・楽しいイベントをやっている場所 ・地域の人のつながりが感じられる場所 ・コミュニティカフェ・バー（本やテレビゲーム等も置いてあると会話をしなくても気軽に過ごせてうれしい） ・ゆったりできる場所

◎まとめ

会話を通して人とのつながりを楽しんだり、人の気配を感じて安心したり、ひとりで静かに過ごしたり、必要とする居場所はさまざまであると言えます。

こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めるとともに、現在、こども・若者が利用できる居場所（公共施設）の周知にも努めます。

▼安全安心なまちについて（②、③は自由記述）

質問	回答（一部抜粋）
① 家の外にいるときに、危険を感じたことはありますか	ある 8 ない 11
② どのようなときに、なぜ危険を感じましたか	・スピードの速い車が多い ・狭い道路を通るとき ・通学路に急な坂があり、自転車がスピードを落とさず走ってくるのでぶつかりそうになって危ない ・通学路のくぼみに水たまりができて、服にかかる
③ 安全安心なまちになるために、もっとこうだったらいいのと思うことがあれば教えてください	・歩道があるとよい ・ガードレールを増やす ・側溝に蓋をつけてほしい ・歩道の草木を避けて歩く必要があるので切ってほしい ・街の中に灯りがもっとほしい ・まちに活気がほしい（どこでも人がいるような感じ） ・不審者がいないまちになってほしい ・交通ルールを守って安全運転してほしい ・近所・地域の連携が必要 ・祭りやイベントをもっと周知してほしい ・周囲に優しい人がいることがわかるとうれしい

◎まとめ

徒歩や自転車が移動手段となるこどもにとって、安全安心なまちの実現のためには交通安全が重要と言えます。

こども・若者が安全安心を感じられるように、通学路の安全対策、地域防犯パトロール、防犯灯設置等を推進します。

(2) 市長を囲む子ども会議

参 加 者：市内中学校生徒

場 所：尾張旭市役所

日 時：令和6（2024）年8月20日 14：20～16：20

参加人数：14人

▼市の魅力を高める・広めるには

意見・提案
尾張旭市と長久手市を電車でつなぐなど、都市への行き来をしやすいとする。
市の魅力を広めるにはSNSを利用することが最適。SNSに詳しい人たちが発信すると効果が高まる。
市をロケ地にして、子育てや家族をテーマにした短編ドラマを作ってSNSで発信する。
所得制限のない給食無償化を行う。食べることの重要性を知ることが必要。
自習室を拡充する。喋ってよいスペースと分ける。
市の花ひまわりと紅茶を掛け合わせたオリジナルブレンドの紅茶を作る。
給食にひまわりや紅茶を使用することで、学生への認知度を上げる。
虫を減らすため、虫のつきにくいシマトネリコやハナミズキの木を植える。
自転車道を整備することで、名古屋市のベッドタウンとしてより生きる。
あさぴー号をもっと活用できるようにする。
家が遠い人に自転車通学を許可するか、あさぴー号を中学生の登下校にも活用する。
矢田川沿いのサイクリングロードを城山公園や森林公園まで拡大する。
尾張旭駅前をマルシェ広場にする。イベント開催時には、中学生がピラを配るなどイベントを盛り上げる。
公式Instagramの投稿を増やしたり、「いいね」をしたりする。
Instagramを通してフォトコンテストを開催し、良いものを紹介する。
「美しいいちじくレシピ」を作って、みんなにいちじくをもっと好きになってもらう。
プチヴェールを給食のメニューに入れたり、ホームページなどで紹介してPRする。
いちじくや紅茶のグルメ開発、「ポケモンGO」に市の公式ルートが登場するなど魅力ある街なので、学生も一体となって魅力を提案する。

◎まとめ

尾張旭市をより良くするためのさまざまな意見や提案があり、とりわけ、「発信する」ということについては伸びしろがあり、こども・若者の力にも期待できると言えます。

いただいた意見・提案は担当課と共有し、事業の向上につなげていきます。

(3) グループインタビュー

参 加 者：児童クラブ利用児童

場 所：渋谷公民館

日 時：令和6（2024）年8月21日 14：00～15：10

参加人数：7人

テーマ	主な意見
今楽しいこと	・友達やいこと遊ぶこと ・ゲームをしているとき ・趣味やスポーツ、家族との食事や旅行
遊び場	・児童館 ・公園 ・友達の家
ほっとする場所・時間	・習い事（ピアノ、そろばん、水泳、陸上など） ・図書館
どんなおとなになりたいか	・思いやりのある人（人のことを優先したり、やさしくしたりする人） ・みんなと仲良く暮らす人 ・おもしろい人 ・自由に生きる人 ・いろいろなことをよく知っている人
保護者に求めること	・勉強を教えてほしい。 ・兄姉だけが叱られる。きちんと状況を確認してほしい。 ・同じことをしても弟妹だけが褒められる。 ・ずっとゲームをしていたり、食事の時間までゲームをしていたりすると叱られるが、親はスマートフォンを見たりゲームをしながら食事をしていたりする。 ・家族でけんかをして、八つ当たりしないでほしい。
もっと知りたいこと・やりたいこと	・自然の中で過ごすこと・遊ぶこと ・家族旅行や博物館などに行くこと

◎まとめ

自然の中で過ごす、家族旅行、博物館等に行くなどこどもがさまざまな体験を得ることについては、家庭によって格差が生じやすいと言えます。

学校・児童館・地域等がお互いの活動を共有しながら、より多くのこどもがさまざまな体験ができる環境を作っていく必要があります。

7 幼稚園関係者ヒアリング

市内幼稚園の園の運営や今後の子ども・子育てに向けた展望について意見をうかがうために、幼稚園関係者ヒアリングを実施しました。

(1) 実施日

令和6(2024)年7月4日～12日

(2) ヒアリングであがった主な意見

① 園の運営における課題や展望

- ・保育士と同様に幼稚園教諭の確保に苦慮している。市全体の教育・保育の質を上げ、尾張旭市で子育てすることや、尾張旭市の教育・保育施設で働くことを誇りに思えるようなまちづくりを進めてほしい。
- ・保育園のほか、市外の幼稚園や認定こども園に通うこどももいるため、幼稚園の強みや特色を出していく必要がある。
- ・新規入园児は減少傾向。
- ・預かり保育のニーズは高く、可能な限り実施日の拡大や時間延長を行っているが、人材確保が非常に困難。

② 園のこどもや保護者の最近の傾向

- ・公園や園庭で身体を動かしたり、イベントが充実していたりして、こどもが楽しめることを求める保護者が多いように感じる。
- ・日本語での意思疎通が難しい外国籍の保護者が増えている。
- ・アレルギーを持つこどもが増えており、給食の対応を試行錯誤している。

③ 今後、園での実施や充実をしていきたいこと、そのための連携体制など

- ・預かり保育が充実すれば、幼稚園を選択する共働き世帯は増加の余地があると考えられるが人材不足が深刻なため、市独自の支援策を検討してもらいたい。
- ・満3歳児クラスから無償化となり、2歳児からスムーズに預けられる仕組みの周知について、市にもぜひ協力してもらいたい。

◎まとめ

預かり保育の保護者ニーズを踏まえ、各園で可能な限り対応していますが、人材確保が課題となっています。

保育ニーズの高まりや、近隣市の幼稚園を選択するこどももいる中、幼稚園の強みや特色を出していく必要があるという声が聴かれました。

8 子ども・子育て支援の主な取組

(1) 就学前の教育・保育事業等

市内には、保育園が 15 園、幼稚園が 4 園あります。就園者数をみると、保育園は横ばい、幼稚園は減少しています。

保育園などの入所待機児童数は、令和 2（2020）年度をピークに減少傾向にありましたが、令和 6（2024）年度に増加に転じています。

○市内の教育・保育施設数

	保育園		幼稚園	
	公立	私立	公立	私立
施設数	12	3	0	4

*令和 6（2024）年 4 月 1 日時点

○就園者数

【単位：人】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育園	1,359	1,360	1,330	1,337	1,354
認定こども園	0	3	2	3	4
小規模保育施設	60	58	54	61	60
幼稚園	1,146	1,150	1,103	1,039	986
事業所内 保育施設等	0	1	1	0	1

* 4 月 1 日時点、幼稚園は市外の幼稚園等の利用者も含みます。

○低年齢児保育の利用者数

【単位：人】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	22	17	19	15	21
1 歳	147	146	149	146	145
2 歳	245	240	232	244	242

*4 月 1 日時点

○保育園など入所待機児童数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童数	24	12	9	8	15

*4 月 1 日時点

○各種保育事業等

	延長保育 (実)	保育園の 一時保育 (延)	幼稚園の 一時預かり (延)	障がい児 保育 (実)	病児・病後児 保育 (延)
児童数	160	5,125	879	72	441

*令和5（2023）年度実績、障がい児保育は令和6（2024）年4月1日時点

*実：実人数、延：延べ人数

（2） 保健・子育て支援・こどもの健全育成

本市では、こども・子育て相談、心の教室相談などさまざまな個別相談や、保健師や助産師による訪問などを行っています。

また、子育て支援センター、児童館等も開設し、多くの利用がみられます。

○個別相談（令和5（2023）年度）

	母子保健 コーディネーター相談	地区担当 保健師相談	こども・子育て 相談	こどもの 発達相談	心の教室相談 (来訪者数)
件数	821	1,352	1,755	1,346	26,457

*主な相談を掲載

○訪問（令和5（2023）年度）

	すくすく赤ちゃん訪問	助産師による 産婦・新生児訪問	地区担当保健師 による訪問
件数	539	332	481

○健康診査（令和5（2023）年度）

	3～4か月	1歳6か月	3歳児
受診率	98.9%	97.3%	98.5%

○子育て支援センター・児童館等の利用者数（令和5（2023）年度）

	子育て支援センター	子育てひろば	児童館	ファミリー・サポート ・センター
延人数	25,881	9,924	74,664	993

放課後児童クラブ・学童クラブの利用者数は、増加しており、令和 6（2024）年度は 1,191 人です。

手当については、児童手当が 6,011 人、児童扶養手当が 402 人に支給されています。

また、公園が 65 か所、ちびっ子広場が 41 か所となっています。

○放課後児童クラブ・学童クラブの利用者数

【単位：人】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 年生	324	316	305	323	332
2 年生	312	281	277	278	300
3 年生	206	222	219	224	231
4 年生	120	110	122	166	158
5 年生	74	66	61	82	107
6 年生	41	40	42	43	63
総 数	1,077	1,035	1,026	1,116	1,191

* 4 月 1 日時点

○各種手当（令和 5（2023）年度）

	児童手当	児童扶養手当	遺児就学手当	特別児童扶養手当
人	6,011	402	95	196

○公園等

	児童遊園	公園	ちびっ子広場
か所	2	65	41

*令和 6（2024）年 4 月 1 日時点

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

幸せつむぐ すべてのこども・若者の笑顔があふれ、子育てしやすいまち 尾張旭

こどもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、生まれてすぐすくすくと育ちつつある一人ひとりのこどもです。

すべてのこどもが、今を豊かに生活し、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利が擁護され、からだ・こころ・社会関係の3つの健康を実現し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をつくっていく必要があります。

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、一人ひとりのこどもに、健やかな成長のための適切な環境がひとしく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画では、これまでの基本的な考え方を継承し、取り組んできた子ども・子育てに関する事業のさらなる充実を図るとともに、こども・若者を地域全体で安心して育てることができ、環境を整え、こどもとともに保護者も住民も成長し、さまざまな「幸せ」と「笑顔」が生まれていく、尾張旭市の実現をめざします。

また、上位計画である第六次総合計画でめざすまちの未来像の実現に向けた部門別計画として、子ども・子育てに関する施策の推進を図ります。

これらの考えを踏まえ、基本理念を「幸せつむぐ すべてのこども・若者の笑顔があふれ、子育てしやすいまち 尾張旭」と定めます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の6項目を基本目標と定め、各種施策を推進します。

基本目標1 こどもまんなかのまちづくり

基本目標2 親と子の健康の確保及び増進

基本目標3 就学前の子ども・子育て支援

基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長支援

基本目標5 配慮を要するこども・家庭への支援

基本目標6 子育てを支えるまちづくり

第4章 施策の展開

1 基本目標1 こどもまんなかのまちづくり

【現状と課題】

こどもの基本的人権を国際的に保障するため、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」が平成元（1989）年に国連総会において採択され、日本は、平成6（1994）年に批准しています。こどもの権利条約では、18歳未満の児童を、おとなと同様に権利を持つ主体と位置づけ、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定め、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

本市では、こどもの権利条約の意識啓発を推進するとともに、市長を囲む子ども会議を通じて、こどもの意見等を参考にしたまちづくりを推進してきました。

こどもは、未来のまちづくりの担い手です。今後とも、こどもの人権を大切にし、広く市民にこどもの権利擁護に関する意識啓発を図るとともに、こどものまちづくりに対する関心を高める取組が大切です。

こども・若者、子育て当事者への支援については、妊娠、出産、入園、入学、卒業、成人など、こども・若者・保護者のライフステージの変化によって、サポートが途切れないよう、保健、福祉、教育などの関係機関と連携した切れ目のない支援が求められています。

【施策の方向性】

こどもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発を推進するほか、市長を囲む子ども会議を通じて、こどもが意見を表明したり、まちづくりに参加できたりする機会をつくります。また、こども・若者にアンケートやヒアリングを実施して意見を収集し、まちづくりに反映します。

すべてのこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を保障し、健やかな成長を後押しするために、切れ目のない包括的支援に取り組みます。そのために、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターなどの体制整備とその機能の充実を図ります。

施策1－1 こどもの権利、こどもまんなか社会の普及啓発

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
こどもの権利、こどもまんなか社会に関する意識啓発	・「こどもの権利条約」に基づいたこどもの権利、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」について、広報誌、講演会、あさぴー子育て応援ナビ等を通じて、こども、子育て世帯及び市民への意識啓発を図ります。	こども未来課 こども家庭課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
CAPプログラムの普及	・こどもが自らの権利について学び、いじめや虐待、性暴力などの被害から自身を守る力を引き出すCAPプログラムを普及します。	こども家庭課

施策1-2 こどもの意見表明・参加の促進

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
こども・若者からの意見収集	・こども・若者に関する施策について、アンケートやヒアリングなどを通じて、意見を収集し、反映します。	こども未来課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
こどものまちづくりへの参加促進	・こどもの意見等を聴いて、まちづくりを推進します。 ・市長を囲む子ども会議を開催します。	広報戦略課

施策1-3 安心して相談できる環境づくり

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
こども家庭センターにおける一体的支援の推進	・すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象として、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営、関係機関との連携により、切れ目のない支援を行います。	こども家庭課
	指 標	
	現状値 (R5)	
	目標値 (R11)	
	サポートプランの作成件数【件】	110
子育て世帯訪問支援事業の実施	・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	こども家庭課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
利用者支援事業の継続	・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、利用者支援事業こども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援事業型の体制を推進します。	こども家庭課
子育てに関する相談・指導体制の継続	・こども・子育て相談において、育児やしつけの相談・性格上の相談・養育の相談・発達の相談・非行の相談等を実施します。	こども家庭課
	指 標	
	現状値 (R5)	
	目標値 (R11)	
	相談延べ件数【件】	1,500*

*利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を目標値としています。

2 基本目標2 親と子の健康の確保及び増進

【現状と課題】

本市では、母子保健事業として、母子健康手帳の交付や各種健康診査・健康教育・健康相談などにより、妊娠、出産、子育てに関する不安の解消に努めているほか、「食育」の推進、安心な小児医療体制の推進に取り組んできました。

就学前児童の保護者アンケートの結果によると、核家族世帯が多い傾向となっています。

また、子育てを「楽しいと感じることが多い」が約7割、「楽しいとつらいが同じくらい」が約3割となっています。子育てがつらいと感じるのは、「保護者自身の体調がすぐれないとき」が約8割と最も多くなっているほか、「育児の方法がよくわからないこと」「子どもの発育発達が心配なとき」「子どもの食事や栄養に関すること」といった、子育てへの不安を選択した保護者もそれぞれ2～3割程度となっています。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境は変化しています。子育てに孤独感や不安感を抱く保護者や地域社会から孤立する家庭など、支援を必要とする世帯へ適切に支援が届くよう、きめ細かな体制の構築が必要です。

【施策の方向性】

保護者の妊娠、出産、子育てへの負担や不安、孤立感を軽減するため、保健施策や子育て支援施策との連携を図り、すべての家庭に妊娠、出産、子育てを通じた切れ目のない支援が行き届くよう努め、親子の健康を守り、こどもの健やかな成長を確保できる環境を整えます。

施策2－1 妊産婦等への支援

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
産後ケア事業の実施	・産後の心身の不調や子育てに不安のある母親を対象に、指定医療機関・助産所での宿泊や通所、自宅への訪問による支援を行います。 ・産科医療機関に対して、制度内容を周知し、産後支援が必要なケースを紹介してもらえよう働きかけます。	こども家庭課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
母子健康手帳の交付と活用の推進	・妊娠届出書を持参した妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、活用方法等の説明を行います。	こども家庭課
妊娠届出時のアンケートの実施	・妊娠の届出をした妊婦（母子健康手帳交付時）にアンケート調査を行い、現状の把握を行います。	こども家庭課
妊娠後期の妊婦への支援	・全ての妊婦へのアンケート、初産婦・多胎妊婦等への電話相談を実施し、母子保健コーディネーターを中心に、継続的に保健師が関わっていくことで、安心して出産・育児ができるよう支援します。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
養育支援訪問事業の実施	・妊娠期及び出産後から継続的な支援を特に必要とする家庭、または不適切な養育状態にある家庭に対して、訪問員が家庭訪問をし、相談、助言等専門的な支援を行います。	こども家庭課
妊産婦栄養教室の実施	・食材のうまみを生かした食事の大切さを、妊娠期から学び、食生活の見直し、改善に向けて実践できるように、講話と実習を通して周知します。	こども家庭課

施策２－２ 乳幼児と親の健康の確保

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課						
母子保健における相談等の実施	・育児不安の大きい保護者や、発達を見守る必要のあるこどもに対し、保健師や助産師による家庭訪問や面接、電話相談を実施します。	こども家庭課						
すくすく赤ちゃん訪問の実施	・子育て情報の提供や養育環境の把握を行うため、生後４か月までの赤ちゃんがいる家庭を全戸訪問するとともに、支援が必要な家庭に対しては、子育て世帯訪問支援事業などの検討を進めます。 ・体重増加や授乳、育児の相談等がある場合は、専門職（助産師・保健師）が訪問し、母親の健康状況を見ながら、こどもの発育状況の確認や母親の育児不安の解消のための支援を行います。	こども家庭課						
健康診査の実施	・妊婦、産婦及び乳児健康診査の受診券を交付し、経済的な負担の軽減を図り、母子の健康管理に努めます。 ・３か月、１歳６か月、３歳児健康診査及び６か月、２歳３か月児健康相談（歯科健康診査含む）を実施します。 ・未受診児の保護者に対し、訪問・電話等で受診勧奨及び成長・発達の確認を行います。 ・５歳児健康診査について関係機関と調整を図り、実施に向けて検討を進めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>現状値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児健康診査（集団）の受診率【％】</td><td>97.2</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	指 標	現状値（R5）	目標値（R11）	乳幼児健康診査（集団）の受診率【％】	97.2	100	こども家庭課
指 標	現状値（R5）	目標値（R11）						
乳幼児健康診査（集団）の受診率【％】	97.2	100						
予防接種事業の実施	・感染症予防のため、予防接種の接種機会を確保するとともに、出生時や各健康診査、健康相談にて予防接種の確認や勧奨を行います。また、未接種者へは電話や通知等で接種勧奨を実施します。 ・保護者が責任を持って、こどもの予防接種を進められるよう、有効性について周知を図ります。	健康課 こども家庭課						
離乳食教室の推進	・離乳食の基本知識・食の重要性を、講話と実習を通して周知します。	こども家庭課						
望ましい食習慣の定着	・尾張旭市食育実行プランに基づき、健全な食生活の推進を図ります。 ・健康診査時の講話や教室の開催等を通して、食べる機能（摂食・嚥下）の発達過程や適切な食事や食事の楽しさ、大切さを伝えていきます。 ・健康診査時等に、こどもの偏食や少食などに関する相談を実施します。 ・保育園や学校等において、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけられるよう、食に関する指導・啓発を行います。 ・安全安心な学校給食の提供及び学校における食育の推進を図ります。	公園農政課 こども家庭課 保育課 学校教育課 学校給食センター						

事業名	内容	担当課
ブックスタート事業の実施	・赤ちゃん育児・離乳食相談時に絵本をプレゼントし、ブックスタートボランティアの協力を得ながら、ブックスタートの実演を行います。 ・ブックスタートを受ける親子の割合が増えるよう、赤ちゃん育児・離乳食相談の受診率を向上させるため、個人通知などで周知を図ります。 ・未受診者に対しても、未受診フォローの際に絵本を渡し、親子のコミュニケーションの大切さを伝えます。	こども家庭課

施策２－３ 安心な小児医療体制の推進

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
かかりつけ医制度の推進	・身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の必要性について、各種健康診査、教室などで周知を図ります。	こども家庭課
小児医療機関等の情報提供	・安心して小児医療機関での診察が受けられるように、休日や夜間における小児専門の救急医療機関等の情報提供を行います。	こども家庭課
こどもの救急ハンドブックの配布	・乳幼児の急病時の適切な対応や受診方法を情報提供するため、「こどもの救急ハンドブック」を作成し、乳幼児健康診査等で配布します。	こども家庭課
未熟児養育医療の給付	・身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を利用する等の入院養育が必要な乳児（１歳に満たない者）に、その治療に必要な医療費を公費で負担します。	保険医療課



3 基本目標3 就学前の子ども・子育て支援

【現状と課題】

本市では、保育園15園、幼稚園4園などがあり、就学前児童を対象とした教育・保育を実施しています。就学前児童の保護者アンケートで、利用している保育園・幼稚園等の満足度をみると「大変満足」「ほぼ満足」の回答が約9割で、保育内容、安全対策など保育園・幼稚園等の運営については保護者から一定の評価を得ています。

一方で、育児休業・短時間勤務制度などを利用して就労を継続していく共働き家庭が増加しています。また、就学前児童の保護者アンケートの結果によると、「日常的に、子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」家庭は約2割で、共働き家庭の割合は7割近くに達しています。このため、保育園等において、0～2歳児を中心に待機児童が生じています。また、病児・病後児保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなど多様なニーズがみられ、保育人材や保育に取り組む事業者を確保していく必要があります。

本市では、市内全ての小学校区に設置している児童館や子育て支援センターにおいて、未就園児も含めて、保護者が子育てについて相談しやすい環境を整備しています。このほか、託児ボランティア等の地域の子育て支援を推進する人材の確保に取り組んできました。

就学前児童の保護者アンケートの結果では、身近な地域で充実するとよい支援について、「親子で遊んだり、くつろいだりする場」「地域全体で子どもの安全のための見守り」「子ども同士が会う機会」「親同士が知り合う機会」の回答が多く、地域の居場所づくりとその情報を的確に提供していくことが求められています。

【施策の方向性】

0～2歳児保育など保育園等の受け入れ体制の充実、こども誰でも通園制度の実施をはじめ、多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、保育の質の向上を図ります。また、施設・設備の老朽化に伴う計画的な施設整備等を行います。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、あさぴー子育て応援ナビなどにより、子育て相談や情報交換、仲間づくりの場を提供し、保護者が自分だけで背負わずに誰かに相談し、必要な支援を受けたり、学んだりすることがしやすい環境をつくります。

施策3－1 地域における子育て支援サービスの充実

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
延長保育の実施	・利用者ニーズの把握に努めるとともに、引き続き延長保育を実施します。	保育課

事業名	内容	担当課						
一時保育の実施	・一時的に親が保育できなくなった未就園児を対象に、保育園等でこどもを預かるサービスを行います。また、リフレッシュ一時保育については利用状況を踏まえ、事業の見直しを検討します。 ・保育ニーズに対応するため、サービス内容や実施場所の見直しについて検討します。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>一時保育の実施箇所数【箇所】</td><td>5</td><td>7</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	一時保育の実施箇所数【箇所】	5	7	保育課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
一時保育の実施箇所数【箇所】	5	7						
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	・満3歳未満の未就園児を対象に、こども誰でも通園制度を実施します。	保育課						

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
保育コーディネーターの配置	・保育を希望するかたの相談に応じて、適切な保育サービスの情報提供を行い、待機児童の解消をめざします。	保育課
休日保育の実施	・多様な保育ニーズに対応するため、引き続き休日保育（日曜・祝日）を実施します。	保育課
幼稚園における一時預かり事業の実施支援	・幼稚園が子ども・子育て支援新制度を活用して、主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）を実施する場合、新制度へ円滑に移行できるよう引き続き支援を行います。	保育課
病児・病後児保育の実施	・市民ニーズを把握しつつ、引き続き病児・病後児保育事業を実施します。	保育課
子育て短期支援事業の提供体制の継続	・家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院または児童養護施設において、一時的に児童の養育を行うことで、児童及びその家族の福祉向上を図ります。 ・必要とするかたに制度の周知を図るため、広報誌等でPRに努めます。	こども家庭課

施策３－２ 就学前のこどもの教育・保育環境の充実

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課						
通常保育の充実	・保育園等の新設又は既存保育園施設の建替え等に伴う定員の拡充等により、待機児童の解消をめざします。 ・定員拡充にあたっては、各年齢の人口の増減の動向を注視し、適切な量の確保に努めます。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>低年齢保育の利用定員数【人】</td><td>556</td><td>648</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	低年齢保育の利用定員数【人】	556	648	保育課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
低年齢保育の利用定員数【人】	556	648						
地域型保育の実施	・定員を拡充し、引き続き地域型保育事業の運営を支援します。	保育課						

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
教育・保育の提供体制の確保	・引き続き幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の施設型給付を行うことにより、幼児期の教育、保育の確保を図ります。	保育課
認可外保育施設の支援	・待機児童対策として、引き続き認可外保育施設を支援します。	保育課
保育士の資質・専門性の向上	・保育士等への研修や、保育内容等の自己評価、保育実践に関する研究等を進め、保育の質の向上を図ります。	保育課
保育環境の改善・充実に向けた取組の実施	・引き続き保育園において自己評価を実施し、保育サービスの質の向上を図ります。	保育課
保育環境の改善・充実	・老朽化した保育園の改修等は「尾張旭市保育所整備・改修計画」及び空調設備に関する計画となる「保育園・児童館等のエアコン整備について」に基づいて計画的に実施するほか、必要に応じて利用者の快適性・利便性向上のための機能強化を図り、軽微な修繕については、適宜柔軟に対応します。	こども未来課

施策３－３ 子育て支援のつながりづくり

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課						
おはようサロン・子育てひろばの実施	・児童館で開設している、おはようサロン・子育てひろばにおいて、引き続き子育て相談等の業務を実施します。	こども課						
子育て支援センター事業の実施	・子育てに関する情報の提供や、育児相談が気軽に受けられる体制づくり、子育て家庭のニーズに応じた講座の開催などを通して、総合的な支援窓口としての機能を継続するとともに、関係機関における連携強化に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ人数【人】</td><td>25,881</td><td>29,529*</td></tr> </tbody> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	利用延べ人数【人】	25,881	29,529*	こども家庭課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
利用延べ人数【人】	25,881	29,529*						
ファミリー・サポート・センター事業の実施	・保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、登録説明会を開催して援助会員の確保に努めるとともに、制度の活性化とPRの強化に努めます。	こども家庭課						
子育て支援ボランティアの実施	・子育て支援センターをはじめ、さまざまな場において、子育て支援ボランティアの協力のもと、事業の充実を図ります。 ・広報誌等でのPRや、子育て支援講座受講者など、児童福祉に熱意のある市民に呼び掛けるなどして、子育て支援ボランティアの人材確保に引き続き取り組みます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数【人】</td><td>124</td><td>120</td></tr> </tbody> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数【人】	124	120	こども家庭課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数【人】	124	120						
子育て支援に関する情報提供の充実	・情報誌の発行や、広報誌、あさぴー子育て応援ナビ、ポスター、チラシ等により、子育て支援事業の情報提供を行います。 ・インターネットで気軽に情報が入手できるよう、ホームページの内容の充実と迅速な情報の更新に努めます。	こども家庭課						

*利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を目標値としています。

4 基本目標4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長支援

【現状と課題】

本市では「誰一人、取り残されない教育」を根幹に、一人ひとりの持つ個性や能力を大切に、こどもたちの心に、ともに生きることの喜びを感じることができる教育を進めています。一方で、増加している不登校への対応や複雑多様化するいじめの防止と早期発見が課題となっています。

そのため、生きがいを持って、学び続けることができる「学びの場」を提供し、生涯にわたって、笑顔の絶えない、幸せを感じることができる教育を進めています。

また、放課後の居場所づくりとしては、児童クラブ・学童クラブ、児童館を各小学校区に設置しています。児童クラブ・学童クラブでは、待機児童が生じているところもあるため、その解消も含めたこどもの居場所づくりが課題となっています。

中学生へのアンケート結果をみると、もっと知りたい、経験したいこととして、「いろいろな遊び」「スポーツ」「自然や動物・植物」「仕事の体験」などの回答がみられ、多様な経験・体験ができる場が求められています。

若者へのアンケート結果では、幸福を感じていなかったり、孤立を感じていたりする人がみられます。また、就労・就学をしていなかったり、ひきこもりとなっていたりする人もみられます。

地域における人間関係の希薄化が懸念される中で、地域における「学び」や「活動」を通じて、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係を醸成していく必要があります。

【施策の方向性】

増加している不登校への対応や複雑多様化するいじめの防止・早期発見や、不登校児童生徒への多様な学びの場の確保を図ります。

また、すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、さまざまな学びや体験ができ、悩みごとを相談できる体制づくりを進めます。さらに、地域にある居場所が、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

取組の推進に向けては、子育て支援・学校・生涯学習など市役所内の幅広い部課が取り組むとともに、地域と学校が連携・協働を推進していきます。

施策4－1 豊かな心・健やかな体の育成

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
幼児とのふれあい体験の実施	・ 保育園等における中学生の体験学習や学校との交流活動などにより、引き続き児童生徒が小さなこどもと接する機会をつくります。	保育課 学校教育課

事業名	内容	担当課
思春期保健対策の実施	・児童生徒を対象に性に関する正しい知識の普及に努めます。 ・思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、専門家との連携のもと、相談体制の充実に努めます。	こども家庭課 学校教育課
思春期の子育てに関する講座の推進	・思春期のこどもを持つ親の悩みや不安を軽減するため、継続して講座を実施します。 ・いつでも、どこでも学ぶ機会を提供するため、オンライン開催や講座内容の配信等を検討し、参加促進を図ります。	生涯学習課

施策４－２ こどもの居場所

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課						
児童・学童クラブの充実	・公立児童クラブや民間学童クラブの整備を進め、待機児童の解消をめざします。 ・民間学童クラブの運営支援を引き続き行います。 ・利用者ニーズに対応し、持続可能な児童クラブ・学童クラブの運営をめざします。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>児童クラブ・学童クラブの定員数【人】</td><td>1,086</td><td>1,186</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	児童クラブ・学童クラブの定員数【人】	1,086	1,186	こども課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
児童クラブ・学童クラブの定員数【人】	1,086	1,186						
こどものニーズに応じた課外活動の充実	・地域のかたを部活動指導員や部活動外部講師として活用し、生徒がより部活動に興味を持って取り組めるよう充実に努めます。	学校教育課						

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課						
児童館の運営	・関係団体と連携し、児童の健全育成や発達支援等、利用ニーズに応じた児童館運営をめざします。 ・指定管理者が運営する児童館とも連携・協力し、市民サービスの向上をめざします。 ・老朽化した児童館の改修等は「幼児・児童施設個別施設計画」及び空調設備に関する計画となる「保育園・児童館等のエアコン整備について」に基づいて計画的に実施するほか、必要に応じて利用者の快適性・利便性向上のための機能強化を図り、軽微な修繕については、適宜柔軟に対応します。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>利用延べ人数【人】</td><td>74,664</td><td>100,000</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	利用延べ人数【人】	74,664	100,000	こども課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
利用延べ人数【人】	74,664	100,000						
親子体験活動の場の提供	・親と子がともに学び、親子のふれあいを深める体験活動の場を提供します。	生涯学習課						

事業名	内容			担当課
こどもの遊び場の確保	・公園等が、こどもの遊び場や市民にやすらげる公共空間として利用されるよう、整備を進めます。 ・公園等が適切に維持管理されるよう公園愛護会を支援します。公園愛護会による、地域住民の自主的な公園の維持管理を促進します。 ・新たに整備した都市公園等では、近隣の町内会や住民のかたに声かけをし、公園愛護会の形成を促進します。			公園農政課
	指 標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	都市公園・児童遊園・ちびっ子広場の箇所数【箇所】	133	133	

施策４－３ 家庭や地域の教育力の向上

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
地域教育力の推進	・「地域の教育力推進事業費補助金」の活用を PR し、学校・家庭・地域の連携によるこどものための体験活動や研修事業等を支援します。	生涯学習課
家庭教育の推進	・家庭教育力の向上を図るため、小学校に家庭教育学級を設置し、学級単位で講座、実習などを開催します。 ・家庭教育学級生に負担がかからないよう、市主催で合同家庭教育学級を開催し、より充実した内容をめざします。	生涯学習課
学校運営協議会の実施	・学校の運営について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聴き、地域からの支援や協力を得て、引き続き開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
子ども会活動の支援	・地域のこどもたちの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものとするため、地域の子ども会活動を支援します。	こども課
ジュニアリーダーズクラブ活動の支援	・子ども会活動等を支援することを目的としたジュニアリーダーズクラブの活動を支援します。	こども課

施策４－４ 困難を有するこども・若者への支援

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
不登校・いじめ等への対応	・いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域連携のもと、いじめの未然防止に努めていきます。 ・一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。	学校教育課
教育支援ルームの推進	・不登校の児童生徒を対象に、心の居場所としての選択肢の１つとして、社会的自立を支援します。 ・通室が困難な児童生徒に対しては、メンタルフレンドによる家庭訪問を実施します。	学校教育課
スクールカウンセリングの充実	・各小中学校に配置されたスクールカウンセラーによるカウンセリング活動の充実を図ります。	学校教育課
教育相談の実施	・教育相談「ひまわり」において、就学、いじめ、不登校など学校生活及び教育全般に関する相談を行います。	学校教育課 (教育支援センター)

事業名	内容	担当課						
青少年の健全育成活動の推進	・ 青少年の健全育成活動を行う市民団体と連携し、非行防止キャンペーンのほか、表彰を行う健全育成推進大会を実施します。 ・ 地域協力員による呼びかけにより、市民の青少年健全育成に対する意識向上を図ります。 ・ 青少年の有害環境対策を推進します。	市民活動課 少年センター						
こども・若者の悩み相談	・ 学校や家庭での悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族に対して、関係機関と連携して助言や支援を行います。	市民活動課 少年センター						
地域日本語教育の実施	・ 初期日本語教室や、ボランティア団体が行う日本語教室等と連携し、日本語が分からない外国人の支援を行います。 <table> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>市内の日本語教室に参加した延べ外国人数【人】</td><td>748</td><td>780</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	市内の日本語教室に参加した延べ外国人数【人】	748	780	多様性推進課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
市内の日本語教室に参加した延べ外国人数【人】	748	780						

5 基本目標5 配慮を要するこども・家庭への支援

【現状と課題】

本市では、相談体制の整備、ネットワーク会議の開催、家庭訪問事業など、配慮を要するこども・家庭への支援を行っています。

また、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、各種福祉サービス等を推進し、障がいのあるこどもの支援を行っています。発達が気になるこどもに対しては、こどもの発達センターなどで相談・支援を行っています。

ひとり親世帯については、経済的支援、就労相談、資格取得支援などの取組を進めています。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、発生予防、早期発見に取り組んでいく必要があります。

また、こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面などさまざまな面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るために、社会全体で解決することが必要です。

さらに、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題にも対応していく必要があります。

【施策の方向性】

児童虐待防止対策として、妊娠期からの相談・支援体制や関係機関とのネットワークを充実させるほか、障がいのあるこども、発達が気になるこどもがいる家庭への早い時期からの支援の充実を図ります。

また、特別な支援が必要なこどもが、円滑に教育・保育を利用できるような提供体制の確保を進めます。

さらに、ひとり親など困難を抱えるこどもと家庭に対して、生活、就労、教育等の面で支援を進めます。さらに、ヤングケアラーなど、これまで十分に支援を届けることができなかったこどもへの支援の充実を図ります。

こども・若者や家庭が抱える困難や課題については、さまざまな要因が複合的に重なり合っている傾向にあり、家庭、学校・保育園、福祉・医療関係者、地域住民、企業などと協働でその対応に取り組めます。

施策5－1 児童虐待防止対策の充実

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
児童虐待の通報受付・安否確認	・児童虐待の通告を受理し、安否確認などを行います。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
児童虐待防止ネットワークによる連携	・要保護児童の早期発見や対応、適切な継続支援に向けた協議の場として、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議を運営し、関係機関で情報を共有するとともに、連携して必要な支援を行います。	こども家庭課
	指 標	
	ネットワーク会議の開催回数 (代表者会議、実務者会議) 【回/年】	
児童虐待・DV相談の実施	・児童虐待事案やDV相談に対し、適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。 ・児童虐待防止に対する関心や理解が得られるよう、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した取組を推進します。	こども家庭課

施策5-2 障がいや疾患のあるこども・発達が気になるこどもの発達と成長の支援

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
保育園でのサポート保育の推進	・サポート保育ニーズの高まりを受け、実施園の拡大を検討します。 ・通常保育の定員拡充に合わせたサポート保育枠の確保に努めます。	保育課
医療的ケアの実施	・保育園で医療的ケアが必要な児童が、日常生活を営む上で必要な医療行為を受けることができる体制の整備を図ります。	保育課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
発達が気になるこどもへの支援	・発達特性等により支援を必要とするこどもとその保護者に対し、こどもの発達センターを中核機関として、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関等と連携し、こどもの成長や発達特性に合わせた一貫した支援をめざします。	こどもの発達センター
ピンポンパン教室の充実	・発達に心配のある就園前・就学前の児童とその保護者を対象に、教室での遊びや日常の活動、集団での療育や保育園児との交流等を通して、親子関係の構築や社会性及び基本的生活習慣の自立が図れるよう親子支援を行い、児童の健全な発達を促します。 ・保護者が、こどもとの関わり方等を学ぶ機会として、教室職員との個別面談、専門職による療育発達相談や保護者交流等を実施し、保護者の不安緩和に努めます。また、児童の発達状況に応じて、保育園等の関係機関と連携し、親子が不安なく就園等へ移行できるよう支援に努めます。	こどもの発達センター
	指 標	
	年間の教室利用児数【人】	
児童クラブにおけるサポート保育の実施	・利用者ニーズの動向に応じて、引き続きサポート保育を実施します。	こども課
こどもの個性に応じた学習活動の支援	・特別な配慮を必要とする児童生徒の学校内の生活支援・学習支援等や体験学習、調査活動等の補助をするため学校運営支援員を配置し、支援します。 ・支援を必要とする肢体不自由児が安心して学校生活を送れるように、学校運営補助員を配置し支援します。	学校教育課

事業名	内容	担当課
特別支援教育の実施	・障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送ることができるよう、引き続き特別支援教育を実施します。	学校教育課
障がい児の福祉サービスの実施	・障がい児及びその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児通所等の福祉サービスを継続して実施します。	地域福祉課
障害者医療費の助成	・1～3級のいずれかの身体障害者手帳を所持するかたや知能指数が50以下に該当する知的障がいのあるかた、自閉症状群と診断されたかたなどに、医療保険適用分の自己負担額を助成します。	保険医療課

施策5-3 ひとり親家庭の支援

◎維持・継続事業

事業名	内容			担当課
ひとり親家庭の相談・指導体制の継続	・ひとり親家庭の経済状況に鑑み、母子・父子自立支援員による相談を継続して実施します。			こども課
	指 標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	相談件数【件】	177	120*	
母子・父子家庭の就労自立支援	・就業相談を実施します。 ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給を通じ、母子・父子家庭の自立を支援します。			こども課
母子・父子家庭医療費の助成	・18 歳に達する年度末までの児童を扶養している配偶者のいない保護者（配偶者に重度の障がいのある父母を含む。）とその児童や、父母のいない 18 歳に達する年度末までの児童に、医療保険適用分の自己負担額を助成します。			保険医療課

*利用希望者数に応じたサービス提供をめざす指標であるため、計画最終年度におけるニーズ見込み数を目標値としています。

施策5-4 こどもの貧困・ヤングケアラーへの支援

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
ヤングケアラーへの支援体制の推進	・家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者に対して、関係機関と情報共有をするとともに、連携して必要な支援体制整備を図ります。	こども家庭課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
学習支援の実施	・中高生を対象に、無料の学習支援等を実施します。	こども家庭課 教育政策課
児童扶養手当受給者への就労支援	・生活保護受給者等就労自立促進事業により、児童扶養手当受給者で就労意欲の高いかたに対して、ハローワークと連携して就労支援を実施します。	こども課
就学援助制度の実施	・就労困難と認められる児童生徒の保護者に就学の援助を実施します。	学校教育課

6 基本目標6 子育てを支えるまちづくり

【現状と課題】

本市では、子育てに配慮した公共施設等の整備、家庭生活や職場における男女共同参画の推進、子育て世帯への経済的な負担の軽減など、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。

小学生保護者アンケートでは、身近な地域で充実するとよい支援として、「地域全体で子どもの安全のための見守り」の割合が約6割で最上位となっています。

また、男性保護者の育児や家事について「積極的にしている」は約3割、夫婦で子育てのことにについてよく話し合うかは「はい」が約6割にとどまっており、共働き世帯が増加する中で、男性保護者の育児・家事への参加・分担が課題です。

さらに、結婚している家庭において少子化が進んでいる理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答が約8割となっています。なお、若者アンケートにおいても、理想の子ども的人数を持っていない場合の原因として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答が7割を超えており、経済的な問題が少子化の大きな要因となっています。

【施策の方向性】

安全・安心に子育てできる環境づくりに向けて、地域全体での見守り体制の充実や、交通安全の確保、防犯体制の強化等に取り組めます。

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、男女共同の子育てを意識づけ、育児休業等の制度や子育て支援サービス等を周知します。

国の制度を踏まえ、児童手当など各種手当を支給するとともに、保育料や医療費などの経済的な負担の軽減を図ります。

施策6-1 安心して外出できる環境の整備や活動の推進

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課
利用しやすい公共施設の整備促進	・公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等を、関係機関の協力を得ながら進めます。	関係各課
道路環境整備の推進	・地区としての車両速度規制、歩行空間の確保、段差や急勾配の解消や歩道用照明灯の設置などを行うことで、より安全性が高く、より快適な質の高い「ひと中心」の暮らしのみち整備地区の整備を進めます。 ・北原山土地区画整理事業により、北原山町を中心に、順次、歩道の整備を進めます。	都市整備課
通学路の安全対策の推進	・歩道設置の困難な通学路の路肩にカラー塗装で明示を行い、ドライバーへの注意喚起をします。 ・通学路の側溝に蓋を設置し、歩行空間を確保します。 ・幹線道路を通る通学路の歩道に、防護柵を設置し、安全・安心な歩行空間を確保します。 ・必要に応じて、警告看板などの設置を行います。 ・各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を行います。	市民活動課 都市整備課 土木管理課 学校教育課

事業名	内容	担当課						
地域防犯パトロール支援事業の推進	・地域における自主的な防犯活動の取組を支援します。 ・年2回の連絡会を通して、犯罪状況などを情報共有し、防犯の意識高揚を図ります。	市民活動課						
児童の連れ去り防止対策の実施	・幼稚園や保育園の幼児と小学生にビデオ上映やチラシの配布などにより、防犯意識の高揚を図ります。 ・小学生に引き続き連れ去り予防の指導を実施します。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>子どもの防犯教室の実施回数【回】</td><td>23</td><td>23</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	子どもの防犯教室の実施回数【回】	23	23	市民活動課 保育課 学校教育課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
子どもの防犯教室の実施回数【回】	23	23						
スクールガードによる見守り活動の促進	・スクールガードによる、児童の登下校の際の安全の見守り活動を促進します。	学校教育課						
かけこみ 110 番など防犯対策の実施	・こどもが犯罪等にあったときに避難場所となる「かけこみ 110 番の家」などの防犯ボランティア活動を支援します。	市民活動課						
防犯灯設置における地域支援事業の推進	・自治会・町内会が設置、器具取替並びに維持管理する防犯灯に対し設置費、器具取替費及び電気料金を補助することにより、路上犯罪等の抑止に努めます。	市民活動課						
交通安全教室の実施	・幼児、児童生徒等の個々の状況に応じた交通安全教室などを実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めます。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>交通安全教室の実施回数*【回】</td><td>47</td><td>26</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	交通安全教室の実施回数*【回】	47	26	市民活動課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
交通安全教室の実施回数*【回】	47	26						

*クラス単位から学年単位への実施内容の変更に合わせた目標値としています。

施策 6－2 子育てと仕事の両立支援

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課						
育児休業制度の啓発	・育児休業制度の啓発活動やファミリー・フレンドリー企業の普及啓発などに取り組み、育児休業制度の周知・利用促進を進め、制度の定着を図ります。	多様性推進課 産業課						
育児休業からの円滑な復帰支援の推進	・安心して育児休業を取得することができるよう、予約入園を引き続き行います。 ・育児休業明けの職場復帰がスムーズに行えるように、保育の必要性の認定において、調整指数上の優先度を高めます。	保育課						
父親の子育て参加の推進	・パパママ教室などで父親の育児に関する学習機会を設け、意識啓発を推進します。 ・母子健康手帳交付時に父子健康手帳を交付し、子育てに関する情報提供と意識啓発を推進します。 <table border="1"> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>パパママ教室の父親の参加者数【人】</td><td>79</td><td>120*</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	パパママ教室の父親の参加者数【人】	79	120*	こども家庭課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
パパママ教室の父親の参加者数【人】	79	120*						

*人口推計値を勘案し、計画最終年度における見込み数を目標値としています。

施策 6－3 経済的な負担の軽減

◎新規・拡充事業

事業名	内容	担当課
保育料の軽減	・国、県等の動向を注視しつつ、第二子以降の3歳未満児について、保育料の軽減を図ります。	保育課

◎維持・継続事業

事業名	内容	担当課						
子育て家庭に対する手当の支給	・児童手当をはじめとする子育て家庭に対する手当を支給し、子育て家庭を経済的に支援します。	こども課						
子ども医療費の助成	・0歳から18歳に達する年度末までのこどもに医療保険適用分の自己負担額を助成します。 <table> <tr> <th>指 標</th><th>現状値 (R5)</th><th>目標値 (R11)</th></tr> <tr> <td>子ども医療費の受給者数【人】</td><td>13,432</td><td>12,805*</td></tr> </table>	指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	子ども医療費の受給者数【人】	13,432	12,805*	保険医療課
指 標	現状値 (R5)	目標値 (R11)						
子ども医療費の受給者数【人】	13,432	12,805*						

*人口推計値を勘案し、計画最終年度における見込み数を目標値としています。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 趣旨

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和6（2024）年内閣府告示第131号）をいう。以下同じ。）に則して、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

この基本指針では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画について、「全ての子どもに良質な育成環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障する」こと、「地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う」こととしており、特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図ることが求められています。

そのため、本章では、基本指針に定められた当該計画における市町村の基本的記載事項に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、設定区域における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

2 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、それらを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この区域ごとで量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

本市の面積は21.03km²とコンパクトであり、また、市の東西に掛けて鉄道が整備され、市内に4つの駅があるなど交通面での利便性も高いと考えられます。また、本市は名古屋市に隣接しているため、各利用希望先を選択する条件は、施設等が自宅近傍であることだけではなく、通勤途中である可能性も高いと考えられます。なお、現状では保育所・小規模事業保育所の入園調整は申込者の住所地を問わず市域全体で行っています。そして、小学校区単位では、事業対象者数が少ないこと、また、中学校区単位とすると、旭小学校、旭丘小学校のように2つの中学校に分かれる校区では、特に小学校単位で利用している放課後児童クラブの場合、見込み量の推計が困難となります。

これらの状況を勘案して、市域全体をひとつの教育・保育提供区域として設定します。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容

本計画における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業は、次のとおりです。

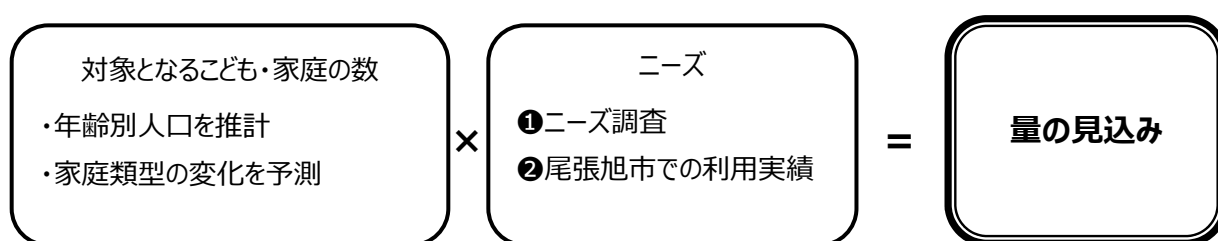
事業名等		
教育・保育事業＜幼稚園・保育所・地域型保育事業 など＞		
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業
	2	延長保育事業
	3	実費徴収に係る補足給付事業
	4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	5	放課後児童健全育成事業
	6	子育て短期支援事業
	7	乳児家庭全戸訪問事業
	8	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	9	子育て世帯訪問支援事業
	10	児童育成支援拠点事業
	11	親子関係形成支援事業
	12	地域子育て支援拠点事業
	13	一時預かり事業
	14	子育て援助活動支援事業
	15	病児・病後児保育事業
	16	妊婦健康診査
	17	妊婦等包括相談支援事業
	18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	19	産後ケア事業

4 事業ごとの「量の見込み」の算出と確保方策の設定

(1) 量の見込みの算出方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するため、保護者への利用希望調査を行いました（「尾張旭市の子ども・子育てに関するアンケート調査（令和5（2023）年度実施）」（以下「ニーズ調査」という。）。このニーズ調査の結果や第2期計画期間中における各事業の実績を総合的に勘案し、国が発出する「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（令和6（2024）年10月改訂）に従い、計画期間における量の見込みを設定します。

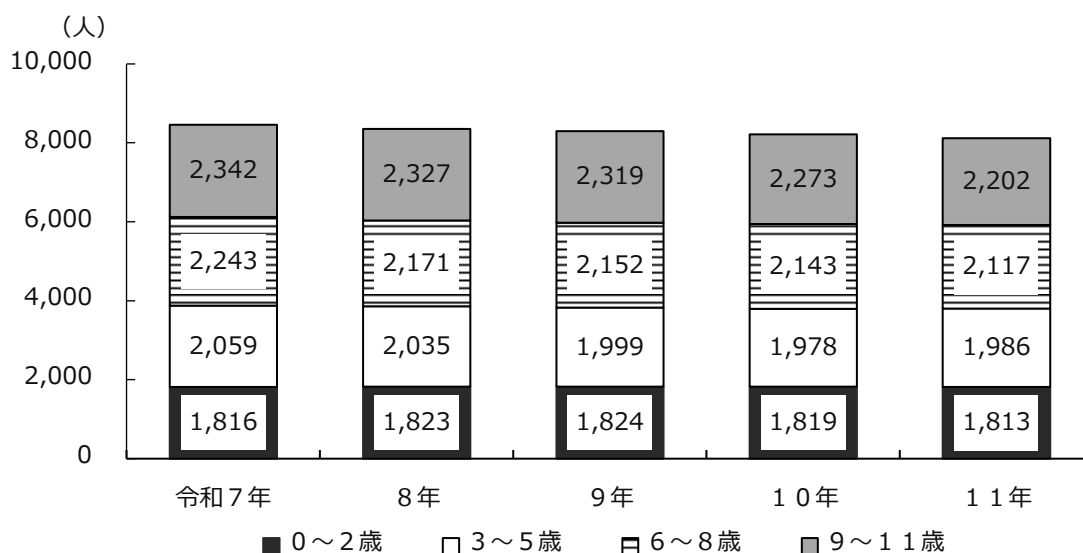
■算出の基本的な考え方



ア 人口推計

平成30（2018）年から令和5（2023）年の本市の人口動向を踏まえて、人口推計を行います。

■人口推計（コーホート変化率法による。）



イ 家庭類型

ニーズ調査の結果から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況によって「家庭類型」に分類します。また、父母の就労意向によって「潜在家庭類型」にも分類します。

■家庭類型の分類

家庭類型	父母の有無や就労状況【潜在家庭類型は、父母の就労意向を勘案】
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

「月64時間～120時間の一部」は、教育・保育の利用意向を踏まえて設定（C'E'は保育の利用意向がない）

ウ 事業ごとの量の見込みの算出方法

量の見込みは、家庭類型、潜在家庭類型、市での利用実績等を用いて事業ごとに算出します。潜在家庭類型を用いた計算式にて算出した量の見込みが、第2期計画期間中における利用者実績と著しく乖離している場合などにおいては、より本市の実状に沿った量を見込むため、数値の補正を図るなどその事業ごとに算出方法の判断を行っています。

■各事業の量の見込みで参照する潜在家庭類型（ニーズ調査結果を活用するもの）

事業名			潜在家庭類型
教育・保育事業	3～5歳児	1号認定	タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
		2号認定	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
	0～2歳児	3号認定	タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
地域子育て支援拠点事業			全ての家庭類型
子育て援助活動支援事業			全ての家庭類型

■各事業の量の見込みの算出方法（ニーズ調査結果を活用しないもの）

事業名	算出方法
利用者支援事業	事業実施場所の目標数
延長保育事業	第2期計画期間中の実績値を勘案して算出
実費徴収に係る補足給付事業	給付申請見込み数
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	給付申請見込み数
放課後児童健全育成事業	第2期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出
子育て短期支援事業	第2期計画期間中の実績値を勘案して算出
乳児家庭全戸訪問事業	人口推計値
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	第2期計画期間中の実績値を勘案して算出
子育て世帯訪問支援事業	前年度実績までを勘案して算出
一時預かり事業	第2期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出
病児・病後児保育事業	第2期計画期間中の実績値の伸び率を勘案して算出
妊婦健康診査	人口推計値
妊婦等包括相談支援事業	人口推計値を基に算出
乳児等通園支援事業	人口推計値及び3号認定人口見込み数を基に算出
産後ケア事業	前年度実績までの伸び率を勘案して算出

（参考）認定について

教育・保育事業の利用を希望する場合は、市から利用のための認定を受ける必要があります。認定区分と要件、利用できる施設等は次のとおりです。

認定区分	年齢	保育を必要とする事由*	利用できる施設
1号認定	3～5歳	該当しない	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	該当する	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	該当する	保育所、認定こども園、小規模事業保育所等

*就労、保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護など

(2) 各事業の「量の見込み」

(1)の算出方法によって、市では、計画期間について「量の見込み」を次のとおり定めました。

事業名【単位】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育・保育事業	1号認定【人】	978	967	950	940	943
	1号認定【人】広域利用 *他市町村のこどもの利用	130	130	130	130	130
	2号認定（幼稚園等を希望）【人】	204	201	197	196	196
	2号認定（保育所等を希望）【人】	900	890	874	865	868
	3号認定（0歳）【人】	98	98	97	97	97
	3号認定（1歳）【人】	220	221	221	220	219
	3号認定（2歳）【人】	331	333	335	335	334
利用者支援事業	こども家庭センター型 （実施箇所数）【箇所】	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関（基本型） （実施箇所数）【箇所】	1	1	1	1	1
延長保育事業（実人数）【人】		232	231	229	228	228
実費徴収に係る補足給付事業【人】		100	100	100	100	100
多様な事業者の参入促進・能力活用事業【人】		1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	小学校1年生（実人数）【人】	320	317	324	320	306
	小学校2年生（実人数）【人】	296	296	290	296	292
	小学校3年生（実人数）【人】	237	226	220	216	220
	小学校4年生（実人数）【人】	166	170	162	158	154
	小学校5年生（実人数）【人】	100	108	109	104	101
	小学校6年生（実人数）【人】	63	64	65	66	63
子育て短期支援事業（年間延べ人数）【人】		16	16	16	16	16
乳児家庭全戸訪問事業（年間延べ訪問件数）【人】		575	574	572	570	568
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（年間延べ訪問件数）【人】		5	5	5	5	5
子育て世帯訪問支援事業【人】		220	220	220	220	220

事業名【単位】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（年間延べ人数）【人】		29,578	29,692	29,708	29,626	29,529
一時預かり事業	幼稚園型【人日】	16,353	16,812	16,515	16,341	16,407
	幼稚園型以外【人日】	5,652	5,742	5,834	5,927	6,022
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（年間延べ人数）【人】		1,337	1,314	1,305	1,289	1,260
病児・病後児保育事業（年間延べ利用件数）【人日】		432	473	468	466	464
妊婦健康診査（実人数）【人】		575	574	572	570	568
妊婦等包括相談支援事業【人日】		1,725	1,722	1,716	1,710	1,704
乳児等通園支援事業	0歳児【人日】	-	4	4	13	13
	1歳児【人日】	-	6	6	19	19
	2歳児【人日】	-	5	6	17	17
産後ケア事業【人日】		90	99	109	120	132

・児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供や学習の支援等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後、事業実施に向けた検討を行います。

・親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、グループワーク等を通じて情報提供や相談等を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。今後、事業実施に向けた検討を行います。

(3) 各事業の「確保方策」

・通常保育事業

保育の必要な事由に該当するかたが保育所等で保育を希望すると利用できます。

保育所等の新設又は既存保育所施設の建替え等に伴う定員の拡充等により、待機児童の解消をめざします。定員拡充にあたっては、各年齢の人口の増減の動向を注視し、適切な量の確保に努めます。

・本市のこどもが利用する教育・保育事業（1号認定）

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	978	967	950	940	943
特定教育・保育施設	市内 50	市内 50	市内 50	市内 50	市内 50
	名古屋市 30	名古屋市 30	名古屋市 30	名古屋市 30	名古屋市 30
	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30	瀬戸市 30
確認を受けない幼稚園 （新制度未移行幼稚園）	市内 465	市内 465	市内 465	市内 465	市内 465
	名古屋市 280	名古屋市 280	名古屋市 280	名古屋市 280	名古屋市 280
	瀬戸市 230	瀬戸市 230	瀬戸市 230	瀬戸市 230	瀬戸市 230
②確保方策（合計）	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
過不足（②-①）	+107	+118	+135	+145	+142

・他市町村のこどもが利用する教育・保育事業（1号認定広域利用）

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50	瀬戸市 50
	長久手市 80	長久手市 80	長久手市 80	長久手市 80	長久手市 80
①量の見込み（合計）	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設	25	25	25	25	25
確認を受けない幼稚園 （新制度未移行幼稚園）	105	105	105	105	105
②確保方策（合計）	130	130	130	130	130
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・教育・保育事業（2号認定）【単位：人】①＝幼稚園等を希望、②＝保育所等を希望

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
量の見込み	204	900	201	890	197	874	196	865	196	868
①量の見込み （合計）	1,104		1,091		1,071		1,061		1,064	
特定教育・保育施設	1,142		1,192		1,167		1,157		1,157	
②確保方策（合計）	1,142		1,192		1,167		1,157		1,157	
過不足（②-①）	+38		+101		+96		+96		+93	

・教育・保育事業（3号認定（0歳））【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （保育利用率*）	98 (17.0%)	98 (17.0%)	97 (16.9%)	97 (17.0%)	97 (17.0%)
特定教育・保育施設	76	82	82	82	82
地域型保育事業	18	18	18	18	18
認可外保育施設 （企業主導型保育事業地域枠を含む）	15	15	15	15	15
②確保方策（合計）	109	115	115	115	115
過不足（②-①）	+11	+17	+18	+18	+18

・教育・保育事業（3号認定（1歳））【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （保育利用率*）	220 (36.0%)	221 (35.9%)	221 (36.0%)	220 (36.0%)	219 (35.9%)
特定教育・保育施設	190	215	215	215	215
地域型保育事業	38	38	38	38	38
認可外保育施設 （企業主導型保育事業地域枠を含む）	25	25	25	25	25
②確保方策（合計）	253	278	278	278	278
過不足（②-①）	+33	+57	+57	+58	+59

・教育・保育事業（3号認定（2歳））

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （保育利用率*）	331 (52.4%)	333 (52.4%)	335 (52.4%)	335 (52.5%)	334 (52.5%)
特定教育・保育施設	243	271	271	271	271
地域型保育事業	54	54	54	54	54
認可外保育施設 （企業主導型保育事業地域枠を含む）	18	18	18	18	18
②確保方策（合計）	315	343	343	343	343
過不足（②-①）	▲16	+10	+8	+8	+9

*保育利用率【％】＝（①量の見込み／当該年度推計人口数）（小数点第2位を切り捨て）

・利用者支援事業

幼稚園・保育所等の施設や子育て支援の事業等を円滑に利用できるよう、必要な情報提供を行う事業です。こども家庭センターを整備し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を実施します。

【単位：箇所】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭 センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	過不足（②-①）	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関 （基本型）	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・延長保育事業

保育所等の在園児に対して、保育時間を超えて保育を実施します。今後も利用者ニーズの把握に努めるとともに、引き続き延長保育を実施します。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	232	231	229	228	228
②延長保育事業	232	231	229	228	228
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・実費徴収に係る補足給付事業

新制度未移行幼稚園等を利用する家庭に対して、世帯の所得状況等を勘案し、給食の副食材料費に要する費用の負担を軽減する事業を実施します。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②実費徴収に係る補足給付事業	100	100	100	100	100
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援）

幼児教育・保育の無償化の対象外となる施設に通う一定の幼児に対し、施設利用料の支援を行います。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②多様な事業者の参入促進事業	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・放課後児童健全育成事業

昼間就労などにより保護者がいない家庭の児童（小学生）を預かり、適切な遊びや生活の場を提供しています。今後、公立児童クラブの拡充や民間学童クラブの新設により待機児童の解消をめざすとともに、入所先の選択肢を増やすことで市民サービスの向上を図ります。また、民間学童クラブの運営支援を引き続き行います。

【単位：人】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	総数	1,182	1,181	1,170	1,160	1,136
	1年生	320	317	324	320	306
	2年生	296	296	290	296	292
	3年生	237	226	220	216	220
	4年生	166	170	162	158	154
	5年生	100	108	109	104	101
	6年生	63	64	65	66	63
②確保方策（総数）		1,146	1,186	1,186	1,186	1,186
過不足（②-①）		▲36	5	16	26	50

上記事業の他、児童が放課後に安全・安心に過ごすことができる居場所づくり事業の一つとして、登録することで、小学校から一旦自宅に帰宅することなく、直接児童館へ来館できる事業「児童館ランドセル来館（ランらん）」を実施しています。（定員180人）

・子育て短期支援事業

家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院または児童養護施設において、一時的に児童の養育を行うことで、児童及びその家族の福祉向上を図ります。今後とも、必要とするかたに制度の周知を図るため、広報誌等でPRに努めます。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16	16	16	16	16
②子育て短期支援事業	16	16	16	16	16
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・乳児家庭全戸訪問事業

出産後間もないこどもの発育状況を把握し、母親の健康状況を見ながら授乳指導及び育児不安の解消のための支援を行います。母親の育児不安の軽減に向け、新生児訪問希望者及びハイリスク者・低出生体重児に対し、訪問を行い、安心して育児ができるよう助言、情報提供を行います。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	575	574	572	570	568
②乳児家庭全戸訪問事業	575	574	572	570	568
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

妊娠期及び出産後から継続的な支援を特に必要とする家庭、または不適切な養育状態にある家庭に対して、訪問員が家庭訪問をし、相談、助言等専門的な支援を行います。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②養育支援訪問事業	5	5	5	5	5
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施します。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	220	220	220	220
②養育支援訪問事業	220	220	220	220	220
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育てに関する情報の提供や、育児相談が気軽に受けられる体制づくり、子育て家庭のニーズに応じた講座の開催などを通して、総合的な支援窓口としての機能を継続するとともに、関係機関における連携強化に努めます。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29,578	29,692	29,708	29,626	29,529
②地域子育て支援拠点事業	29,578	29,692	29,708	29,626	29,529
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園が、在園児を対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり（幼稚園型）を行う事業です。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16,353	16,812	16,515	16,341	16,407
②一時預かり事業（幼稚園型）	16,353	16,812	16,515	16,341	16,407
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・一時預かり事業（幼稚園型以外）

一時的に親が保育できなくなった未就園児を対象に、保育所等でこどもを預かるサービスを行います。保育ニーズに対応するため、サービス内容や実施場所の増加について検討します。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,652	5,742	5,834	5,927	6,022
②一時預かり事業 （幼稚園型以外）	5,652	5,742	5,834	5,927	6,022
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中のかたが仕事や急な用事などでこどもの世話ができない時、子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する会員組織です。今後とも、保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、登録説明会を開催して援助会員の確保に努めるとともに、制度のPRを引き続き行います。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,337	1,314	1,305	1,289	1,260
②子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	1,337	1,314	1,305	1,289	1,260
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・病児・病後児保育事業

病気または病気回復期の児童に対し、家庭での保育が困難な保護者に代わり、一時的に保育します。今後も、市民ニーズを把握しつつ、引き続き病児・病後児保育事業を実施します。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	432	473	468	466	464
②病児・病後児保育事業	432	473	468	466	464
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・妊婦健康診査

妊婦、産婦及び乳児健康診査の受診券を交付し、経済的な負担の軽減を図り、母子の健康管理に努めます。

【単位：人】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	575	574	572	570	568
②妊婦健康診査	575	574	572	570	568
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により母子保健や子育て等の必要な情報提供や相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぎます。

【単位：人回】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,725	1,722	1,716	1,710	1,704
②妊婦等包括相談支援事業	1,725	1,722	1,716	1,710	1,704
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形の支援を強化するため、保育所等を利用していない満3歳未満のこどもが保育施設等に時間単位で通園できる新たな制度を実施します。

【単位：人（定員）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み*	-	4	4	13	13
	②確保方策	-	4	4	13	13
	過不足（②-①）	-	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	-	6	6	19	19
	②確保方策	-	6	6	19	19
	過不足（②-①）	-	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	-	5	6	17	17
	②確保方策	-	5	6	17	17
	過不足（②-①）	-	0	0	0	0

*量の見込みについては、国の手引きにより、1月当たりの必要定員数を記載しています。また、事業開始後、令和9（2027）年度までは、利用時間数について経過措置を適用しています。

・産後ケア事業

産後の育児不安や身体的負担を軽減するため、母子に対して心身のケアや育児サポート等を行います。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	99	109	120	132
②産後ケア事業	90	99	109	120	132
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

すべてのこどもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

本市は、幼稚園、保育所などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していきます。

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、本市では、保育所等の待機児童の状況を考慮しつつ、既存の幼稚園からの移行などについて、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、制度内容を積極的に周知していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の運営状況の把握などについては、県と連携しながら情報の把握に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第6章 計画の推進

1 計画の周知・理解

計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て当事者はもとより、支援事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要です。また、こども・若者や子育て支援に関する取組を分かりやすく知らせていくことが、すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現に結びついていくと考えられるため、ホームページ、アプリ、情報誌、相談窓口など、多様な方法で、市民や関係団体等へ計画の内容を広く周知します。加えて、特にこどもや子育て当事者にライフステージに応じた必要な情報が届くよう、関係機関等と連携協力し、各種健康診査やイベント等の機会を捉え、プッシュ型の情報提供を行います。

2 分野横断的な施策推進のための各種会議の活用

計画の推進にあたっては、関係団体等を含めた分野横断的な施策の推進が不可欠です。そのため、本市の課題をそれぞれの団体等が認識し、各施策の進捗状況を共有するとともに、今後新たに発生する課題に対しても各種会議等の活用による多方面からの解決策を検討していきます。

<各種団体・会議等>

子ども・子育て会議、総合教育会議、教育委員会、児童館長会議、保育園長会議、子ども・子育て会議構成委員が所属する団体 など

※ 検討の内容に応じて、関係機関等による検討部会やこども・若者、子育て当事者から直接意見を聴く機会を設けることなども検討します。

3 計画の推進体制及び進捗管理・評価の方法

本計画の推進にあたっては、庁内各課及び市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、こども・若者、家庭、学校、支援事業者、関係団体、企業、市民と連携して、多くのかたの意見を取り入れながら、共通の課題の解決に向けた取組を進めていく必要があります。また、社会情勢の急速な変化や新たな課題に対しても柔軟に対応し、事業内容に的確に反映することも重要です。

これらの推進体制を実践するため、毎年度のPDCAサイクルによる進捗管理・評価の方法を定め、効果的に事業を推進します。

資料編

1 用語集

●あ行

育児休業

働いている人が、対象となるこどもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、こどもを養育するために取得できる休暇のこと。父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間、申出により育児休業の取得が可能となっている。

医療的ケア

日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為のこと。

尾張旭市要保護児童対策地域連携会議

保護を必要とするこどもや、支援を必要とするこども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う本市の協議会。

●か行

確保方策

量の見込みに対する、教育・保育等を提供する体制（利用定員等）の確保の内容とその実施時期のこと。

CAP（キャップ）プログラム

こどもたちに人権の概念をわかりやすく伝えることで、いじめや虐待、性暴力などの被害から自身を守る力を引き出すための予防教育プログラムのこと。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を社会全体で総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。

こどもの権利条約

こどもが守られる対象であるだけでなく、おとなと同じように権利を持つ主体であるという考え方に基づき、こどもの基本的人権を国際的に保障するため、平成元年に国連総会において採択された条約。

こどもの貧困

生まれ育った環境によって、栄養バランスの取れた食事ができなかったり、教育の機会が得られないこどもたちがいること。相対的貧困とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態のことで、絶対的貧困とは、生活すべてにおいて低水準で、貧しい思いをしている状態のこと。

こども家庭センター

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援等を行う機関のこと。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

●さ行

サポート保育

特別な支援が必要で集団保育になじむことのできる3～5歳児クラスの児童を対象とした保育のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月から施行されている法律のこと。

時限立法であるが、令和6年5月の改正により、令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られている。

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童クラブ・学童クラブ

児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、昼間就労などにより保護者がいない家庭の児童（小学生）を預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業のこと。

本市では、公設で実施する事業を「児童クラブ」、民設で実施される事業を「学童クラブ」としている。

●た行

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を預かる事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つがある。

特別支援教育

障がいのあるこどもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人などから振るわれる暴力。

●な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、

地域における子育て支援を行う機能を備えている。

●は行

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。

保育コーディネーター

保護者一人ひとりと対話しながら、その人にあった保育サービスを紹介する取組により、既存の保育サービスの効率的な活用を図り、保育ニーズと保育サービスを適切に結びつける役割のこと。

保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする 0 ～ 5 歳児に対して保育を行う施設のこと。

【認可保育所】

国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員 20 人以上の保育所。

【認可外保育所】

上記以外の認可を受けていない保育所。

●や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者。

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 ～ 5 歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳児クラスまでのこどもたちの利用料が無料になる制度のこと。令和元年 10 月 1 日から開始された。

幼稚園

学校教育法に定める、3 ～ 5 歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

●ら行

量の見込み

教育・保育の利用に関するニーズ調査や、幼稚園・保育所等の現在の利用状況等から見込まれる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を必要とするこどもの数等のこと。

2 尾張旭市子ども・子育て会議条例

尾張旭市子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月28日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、尾張旭市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第72条第1項に掲げる事務を処理するため、子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 教育、福祉、保健及び医療に関係する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（次項及び第3項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども子育て部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第39号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 尾張旭市子ども・子育て会議委員名簿（令和５年度～令和６年度）

令和７年３月時点

氏 名	所属等	備考
上村 千尋 (大河内 修)	金城学院大学 (中部大学)	会長
弘島 朋子 (松崎 佳代子)	尾張旭市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	
水野 夏子	尾張旭市小中学校長会	会長職務代理
近藤 信綱	公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部	
清水 まさみ (神野 みつ美)	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
松原 美保子	尾張旭市地域活動連絡協議会	
谷口 礼	有限会社新居の里	
水野 寿美代	尾張旭市学童クラブ連絡会	
岡元 洋子 (米井 ちさと)	愛知県瀬戸保健所	
安藤 郁子	一般社団法人瀬戸旭医師会	
奥山 陽史 (藤田 政克)	日立チャネルソリューションズ株式会社	
志村 美栄子	市民公募	
朝見 巳幸 (藤田 智久)	市民公募	

() 内は前任者又は前所属

4 尾張旭市子ども・子育て会議への諮問

6 こ 未 第 6 4 号

令和 6 年 8 月 3 0 日

尾張旭市子ども・子育て会議

会長 上 村 千 尋 様

尾張旭市長 柴 田 浩

尾張旭市こども計画の策定について（諮問）

尾張旭市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、尾張旭市こども計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

5 尾張旭市子ども・子育て会議からの答申

令和7年2月25日

尾張旭市長 柴 田 浩 様

尾張旭市子ども・子育て会議
会 長 上 村 千 尋

尾張旭市こども計画について（答申）

当会議は、令和6年8月30日に尾張旭市こども計画の策定について諮問を受け、慎重に審議を行ってまいりました。

この度、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

記

1 審議事項

尾張旭市こども計画の策定について

2 審議結果

今回諮問のあった「尾張旭市こども計画（骨子）」は、尾張旭市の未来を担う子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざした第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方を継承するとともに、すべての子ども若者が心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしく権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。そして、国が策定した「こども大綱」を勘案して、尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成支援に加えて、子ども若者育成支援、こどもの貧困対策も含めた、こども政策の総合的な計画として策定する方針が示されている点は支持できます。

また、市民アンケートの実施や各関係団体ヒアリングに加えて、子ども若者を対象としたアンケート及びグループインタビュー等によって広く意見を取り入れる姿勢がみられることも評価できます。

こどもを地域全体で安心して育てることができる環境を整え、こどもとともに保護者も住民も成長し、様々な「幸せ」と「笑顔」が生まれていく尾張旭市の実現に向けた取組の方向性を示すものとして、より実効性の高い計画となるよう、当会議としては、審議経過で示された意見のうち、特に以下の項目に留意し、策定されることを希望します。

- (1) こどもの権利に関する理解促進のため、様々な機会や手段を用いて、特にこどもや低年齢層のこどもの保護者に広く周知を図ってください。
- (2) 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営に当たっては、教育・福祉や関係機関などと連携及び協働を図り、切れ目のない支援が着実に推進されるよう努めてください。
- (3) 子ども・子育て支援施策や各事業について、より効果的かつ積極的な情報発信を図ってください。
- (4) 子ども若者が計画推進の当事者として意見表明しやすい環境づくりや、意見の施策等への反映に努めてください。

6 計画策定の経過

年 度	月 日	内 容
令和5年度	11月17日	令和5年度第2回子ども・子育て会議 ・第3期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・(仮称)尾張旭市こども計画の策定について
	11月27日	関係者ヒアリング ・対象者：保育関係者
	11月27日	関係者ヒアリング ・対象者：学校関係者
	12月～1月	市民アンケート調査 ・対象者：市内在住の就学前児童の保護者 1,500 人（無作為抽出） 有効回答数：875 人（回答率 58.3%） ・対象者：市内在住の小学校3年生・6年生児童の保護者 有効回答数：796 人（回答率 57.0%） ・対象者：市内の公立小学校に通学する小学校5年生・6年生、中学校2年生 有効回答数：206 人（回答率 8.8%） ・対象者：18～29歳の市民 1,000 人（無作為抽出） 有効回答数：232 人（回答率 23.2%）
	1月16日	関係者ヒアリング ・対象者：学習支援関係者
	1月24日	令和5年度第3回子ども・子育て会議 ・(仮称)尾張旭市こども計画策定に向けた委員ヒアリングについて
	3月12日	令和5年度第4回子ども・子育て会議 ・(仮称)尾張旭市こども計画の策定に係るアンケート調査結果について
令和6年度	5月31日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 ・(仮称)尾張旭市こども計画の策定等について
	7月4日～12日	関係者ヒアリング ・対象者：市内各幼稚園関係者
	8月1日～21日	こども・若者の意見募集（市ホームページから Web 回答） ・対象者：市内在住・在学・在勤の小学校4年生～29歳のかた 応募人数：19 人

年 度	月 日	内 容
令和 6 年度	8 月 20 日	市長を囲む子ども会議 対象者：市内中学校生徒 参加人数：14 人
	8 月 21 日	グループインタビュー 対象者：児童クラブ利用児童 参加人数：7 人
	8 月 30 日	令和 6 年度第 2 回子ども・子育て会議 ・諮問について ・尾張旭市こども計画の骨子について
	11 月 19 日	令和 6 年度第 3 回子ども・子育て会議 ・尾張旭市こども計画案について
	12 月 18 日	愛知県への事前協議書の提出
	12 月 20 日 ～ 1 月 20 日	パブリックコメントの実施
	2 月 13 日	令和 6 年度第 4 回子ども・子育て会議 ・会議意見の反映等について ・パブリックコメントの結果等について ・答申について

すくすく のびのび
尾張旭市

尾張旭市役所ホームページ内
「妊娠・出産・子育て」に関する情報



[https://www.city.owariasahi.lg.jp/
site/kosodate-sukusuku/](https://www.city.owariasahi.lg.jp/site/kosodate-sukusuku/)

◀左のQRコードからもアクセスできます。

尾張旭市 こども計画